京都染物同業組合月報

第二百十九號

發行兼編輯人　新野貞恵
印刷人　森本文次郎
京都市東山区清水竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第一一號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付定款第七條ニヨリ組合員ニ於テ停使スルコト、停止ス

大正十四年四月二十五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙部員　横島儀三郎徒弟　其野松義
〃　丸尾　久吉〃　鄭元山
〃　〃　鄭基烈

雜錄

◆機械染部捺染部總會

去る廿二日午後一時より開催し左の各件に就き協議せり要件は左の各項にして不況に伴ふ事は此上持續する場合は各工場主は夫れ相當の態策を講じ置くの必要あるは勿論不幸にして又氣後回の徴候の示すなき時は第一職工處分をなさゞるべからず其際は多少の紛議を免るゝものと見て此際同業者は一致の態度を以て之に接する方法を講じ置く必要ありて協議す

一、現在の不況に對する組合業者が之に對應し得べき方法を如何に設く事

二、就業時間を短縮すると休業日數を增すとの可否

三、一定期作業休止の可否

四、時間短縮或は數日に渉り休業する場合あるとせば職工に對する給附金は如何なる方法を採るべきや

五、工場の分に於ける職工を所備するときは賃金を定め置くこと

◆浸染調整部競技會

四月一日午前十一時褒賞式を挙ぐ府知事代理田中商工課長市長代理勧業課長商業會議所會頭代理其他各聯合部長組合役員等參列井上部長の開會の挨拶に次ぎ佐々審査部長の報告を了へ市長より褒賞狀商業會議所の賞金授與を左し知事代理の告辭演說市長其他の告辭朗讀會長八木伊三郎氏の謝辭受賞者總代の答辭を以て式を終へたり

審査報告

本會審査ヲナスニ當リ技術ノ實際ニ適合セシムヘク方針ヲ以テ實地經驗ニ臨ミタル當業者ヲシテ之レヲ鑑別セシメ其等從ヲ定メ更ニ學藝方面ヨリ仔細ニ使用原料技工ノ適否營業年限等ニ重キヲ置キ公平ニ審査セリ然ルニ本部員ノ養成セル徒弟數ヨリ比較シテ出品者數ノ年々減少スル傾キアルハ遺憾トスル處ナリ然レトモ現在出品ニ就テハ優秀ノモノ多カラサルモ概レテ良巧ト認ム今其成績ニ就テ褒賞セレモノ左ノ如シ

甲生　一等賞　二名
乙生　同　一名
甲生　二等賞　十名
乙生　同　十名
甲生　三等賞　十名
乙生　同　十名
褒賞　十九名

右授賞アランコヲ請フ

大正十四年四月一日

審査長　佐々成吉

第廿一回浸染調整部徒弟技會授賞者

一等賞　西島　康高
二等賞　吉川七太郎　高村　二郎
前原　孝之　中川　時造　藤本　晋三
井上　高七　鹿野喜七郎　中村　伊高

我國人絹界を廻るに昨年來人絹織出の商況が行はれたと聞けば如何にも世界並に見へるが、是れは其特愛の爲南洋方面へ手封度位出たのであつた。さらば內地の需要を論してゐるのであらんか、夫れには會國人造絹糸、黒絹織其他一二の製造工場があるも產高は寥々たるものがある。左に大正年間に於ける輸入狀況を示さう。

年次	數量	金額	指數
大正元年	一二三千斤	三一七千圓	一〇〇
二年	一二二	三二〇	一五〇
三年	一三二	二六六	一〇八
四年	一三二	二八八	一〇八
五年	三〇	一三二	二五
六年	九七	六七八	七九
七年	五六	三八一	四八
八年	五四	五五六	四四
九年	五三	四九四	四三
十年	一〇五	五一二	八七
十一年	一六三	八八七	一三三
十二年	七六二	三、三二四	六二三

世界の趨勢かくの如し、我國の如く輸出品の大宗を生糸、本總に置く國家は人絹製造事業に今少し注目すべきではあるまいか、況や上述の如く其原料となるべき纖維は國內殆ど無盡藏ではないか。

染色法

（一）——（三）人絹は既に染色法として掲げられたものが多いから茲には初學の人の爲に大要を紹介し（四）は最も新しいものであるから項を別ちて說明を試みたいと思ふ。

一、「ビスコース」絹

（一）——（三）の代表として「ビスコース」絹の染色法を述べる。人絹は前にも說明した如く水に入るゝと著だしく强力を減ずるもので是れは染色に困難を來す原因である。特に熱湯及アルカリには極めて弱いものであるが幸にも人絹は低溫でも頗る染め易いものである。

一般に「ビスコース」絹は直接木綿染料で染色せらる。染液は出來る丈け少なくす。言ひ換ふれば適當な染浴を必要とし、芒硝五—二〇%を加へ溫度五十度（攝氏）乃至六十度に保ちしかる後染色す。如等染色が容易に得る爲又は手觸りを軟くなす爲にモノポール石鹼を賞用す。

糸を製造した部分で糸に斑ありも爲めに均等染色を得られない事がある。

鹽基性染料も亦用ひ得ちも又水洗しないものには酸性染料を用ふるもよい。

鹽基性染料で染色するには先づ糸を溫湯で溫らして置く、染法は中性とし獨氏三十度位で一時間染色する。必要あらば三十五六度から四十度にも昇すが斯くては取扱ひに困難を感ずるものと知らねばならぬ。染料は豫め水に溶解したものを用ひ與同にも添加して斑の生ずるを除く、若し水が硬水であると染料を溶かす水及び染浴に醋酸の少量を加へて用ふべきである。

人絹を染色せんには滑な表面を有する硝子棒又はエナメル引の棒などを用ひて糸の切れないやうに注意を要し、染色後搾るは糸を害ふにより其まゝ水洗して遠心式脫水機に掛けると安全である。

糸に「弱り」を附するには醋酸又は酒石酸の薄い液に通じ水洗せずして乾燥する。

鹽基性染料で堅牢な染色を欲するならはタンニン酸の媒染を要す。タンニン酸二乃至五%及び鹽酸一%の浴中に數時間浸漬す。此時の溫度四十度乃至五十度媒染終らば脫水機にて過剩の液を除き一乃至二%の吐酒石を含む冷液に三十分間通じてタンニン酸を加へ溫度は三十度乃至三十八度を可とす。

鹽基性染料の上掛も用ひてよい。直接木綿染料で染色した人絹の色相を美はしく爲すに鹽基性染料で上掛を行ふ。此場合は醋酸少量を加へた冷染浴で行ふ。

直接染料クリソフェニンは人絹の染色に適す普通の絹糸には酸性浴で日光洗濯に强ひ色相を得らるゝが人絹には一〇%の芒硝及び五%の石鹼五%の燐酸曹達を加へて行ふとよい。

エオシン、エリスロシン、ローズベンガルも人絹の染めに用ひらる。染浴五升に對して二百匁位の芒硝を加へ三十五六度の溫度で染色す。エオシンは青い反射光を持つ紅い結晶又は褐赤色で[illegible]

はローダミンより黃色味があるエリスロシンは美はしい帶青赤色で標準の樣であるローズベンガルは稍赤色の粉末で青味の强い赤色を得らるノレールブルーも亦人絹に適す。此染料を應用せんとならば一〇%の明礬を加へ攝氏三十五六度で染色す。又同樣にしてウオータブルーも用ひ得らる。

人絹は或種の直接木綿染料で染色しダイアゾ化及顯色方法が應用せらる。例へばダイアゾ黑を用ふるとする。先づ上述の方法に依り黑を染色し鹽酸と亞硝酸曹達を含む浴でダイアゾ化し次にベタナフトール或はフェニレン、ダイアミン類で顯色を行ふ染色後人絹は油と醋酸及膠の乳劑で處理し光澤及手觸りを改善す此方法によりて人絹は良い黑色に染色し得らるゝものである。

人絹の如何なる種類でも染色は迅速に行ふを要ず。ベルー教授は「如何なる種類の人絹を染色するにも染料の節約を除り考へられない。何故ならば迅速に染上ぐるを肝要となす故。可染物を染浴中に永く置く染色家は糸を困難の狀態に陷しひるものである」と。

人絹染色後の整理は普通絹糸の方法に從ふて差支へない。例へば水洗し光澤を增す爲オリーブ油と曹達灰で乳劑とした浴に通じ脫水して其まゝ低溫で乾燥す。木又は硝子棒を經に通して又は他の方法により絹糸に多少の張力を與へて置く、然し餘り强くては糸を害ふ。染色を行ふ時や取扱ふ時には完分注意しないとモツレて困る。染浴に於て緯裏すは均等染色を得る範圍で出來る丈け少なくせねばならぬ。糸は若し堅く捲られていると段々捲が戻り結節はトケ難くなつて來るものである。

（二）醋酸絹糸

醋酸絹糸は染色不可能とせられて其聲價は低められてゐたが多數の研究者は遂に特別の染料の製造に成功した。例へば、

セタシール染料（ゲーギ）
アゾニーン染料（カセラ）
アゼドノール染料（バジセ）
アゼニール染料（マイスタル）
レルコン染料（グリエスハイム）

等は主なもので何れも最近二ケ年が程に新に造られたものゝ如き[illegible]の科學に基て染色し得らるゝものである。從來の學者アーサー、グリーン氏及サンダース氏等の見になるイオナミン染料は其組成構造[illegible]公表せられてあつて面白いものがあるが[illegible]例を設用しやうと第一[illegible]の鹽酸にて酸性とした染浴に入れ六十五度乃至七十五度（攝氏）にて時間染色す。

此ものはアンレメトリ[illegible]ダイ、パラアミド、アニリンとハイサルハイト、フォルムアルデヒドを熱して得らる。染色後相は淡い[illegible]と美はしい黃色に染まる。

二、塩の如く染色した後亞硝酸曹達三分鹽酸十分水千分の冷液に五分浸漬すれば色は暗青色に變る。一度水洗し十分乃至三十分間置く顯色液に通じ種類によりて種々の色相を表はすことゝなるのである。

ダイメシル、アニリン
アセトアセチフク、イ[illegible]
メタ、アミド、フェニル[illegible]
一、七、アミド、ナフトール[illegible]
ベタ、ナフチール、ナフトール
アルファナフチールアミン
ベタナフトール
ベタ、オキシ、ナフトエ酸

赤
橙
帶青赤
海老茶
暗紫色
帶青赤
紫乃至黑
帶青褐
紫

三、木綿織物に醋酸絹糸でも染したものをプラムリン及例一に說明した染料を用ひ、五%の食鹽、一%の曹達灰を加へて六十度乃至八十度で染色すると木綿もまた同樣に黃色に染まる。例二の亞硝酸浴に入れる前に青色となり一方のものは青色に變化す。水洗しプラムリンは赤色に相の[illegible]にそのまゝである。引揚げて水洗し過剩のベタナフトールを洗ひ去りアルファ、ナフチラミン、イサーの顯色浴に三十分間浸漬せば絹は黑色となり綿の赤色は其まゝにあるから黑地に赤色の模樣が得らる。若しアルファナフチラミン、イサーを最初に用ひ、レゾルシンを後に應用すると木綿は青色に相は橙色に染色せらるゝ。

斯くの如く此種染料を用ひて醋酸絹糸と綿又は「ビスコース」絹の交織者を染色するに[illegible]

© Kyozomekai

© Kyozomekai

[illegible]

當組合ハ等徒弟ノタメニ技術獎勵ノ目的ヲ以テ競技會ヲ開カレ本日之レニ對スル褒賞狀授與ノ式ヲ擧ゲラレ不省幸ヒニ其選ニ當ル末席ニ列スルノ光榮ヲ得タリ由府知事、市長、商業會議所會頭各閣下ノ御臨場ヲ辱フスルノミナラス愈篤ナル訓辭ヲ賜ハル光榮更ニ大ナルヲ加フ之レ受賞者一統ノ感喜ニ耐ヘザル所トス於之今後增々奮勵シ斯業ノタメニ貢獻シ今日ノ光榮ニ酬ヒンコトヲ誓フモノト謹ンデ一言ノ答辭ヲ陳ス

大正十四年四月一日

受賞者
總代　西島康高

答辭

◆染料景氣

不況打續き染料界も活氣ある取引なきに拘はらず一向下落の情勢を認めず一月以來多少の高下はありしと雖も四月に入りては一割以上の高騰を示しつゝありたり併し乍ら染業界の不況に伴ひ六月取引は絕無となり僅かに端物の注文に止まりこゝ少らくは頹勢を挽回する見込なしとの事なるが本年三月中に輸入せられたる染料數及其生產地を區別すれは左の如し

アニリン染料

生產地	數量	價格
英國	六七斤	一八三圓
佛國	四三二、一五二	七九、九八二
獨國	二三九、八二〇	四五六、〇六八
伊國	一、一六七	一、六七七
瑞國	二、八七三九	五五、六一九
米國	九八、〇八三	八六、〇五五
合計	四一一、〇二九	六七九、五八四

アリザリン染料	六三、六六二
獨國	五、五七六
人造絹糸	
獨國	三七、五一三
瑞國	一七、三三八
米國	三六、六六三
合計	九一、五一四

此外獨逸陪曾染料の三月及四月九日迄に神戸入港の分

馬獅子社記狀人造絹	瓩
同　乾狀人造絹	一二三、〇四六
同　アニリン染料	二八、〇三七
ヘキスト社記狀人造絹	三、七二七
同　乾狀人造絹	一二六、一五九
カセラ社アニリン染料	三〇、九一〇
ベルリン社アニリン染料	五七七
バイエル社アニリン染料	九、九八五
	五六三

◆故上畫部所年記念髮技會　同部は徒弟の技術奬勵のため髮技會を開催したるは實に明治廿九年にして組合各部中に於ける率先事業なるが本年は既に其三十年に達したるを以て記念髮技會を開き五月一日審査狀授與式を兼行し閉會後部のために畫されたる功勞者にして既に死去せられたる人々のために東山袋中庵に於て追福を行ない其遺族を招待すること丶し更に十五日は全後弟を引連れ奈良へ遊足し慰安會を行ふ筈

◆糸綛色染部豫算　同部は十數年來部事務所を設け擔任書記を雇置せしめ居たる處出火に罹り總て焼失せしめたる趣きを以て部事務上整理困難となり特に十三年度部經費其他保管に係る標本等の始末は一切不明瞭なるを以て同年度の決算は未だ報告の運びに至らず各役員分擔整理に着手せしも終了し難きを以て取り敢へず事業たる試行を圖るため新任書記を設け事務を開始し合内に置くことゝしたり本年度の部經費豫算は左の通り部會に於て決議せり

大正十四年度糸綛色染部經費收支豫算

收入之部	
等級割	五七七、八〇〇
戸數割	二九、四〇〇
合計	六〇七、二〇〇

支出之部	
書記給	六〇、〇〇〇
印刷費	五〇、〇〇〇
通信費	四〇、〇〇〇
事務費	三五、〇〇〇
會議費	三六、〇〇〇
勧業費	三五〇、〇〇〇
雑費	三六、二〇〇
合計	六〇七、二〇〇

經費賦課徴收法

一等　一ヶ年一戸負擔額金五圓八拾錢
二等　同　金五圓貳拾錢
三等　同　金四圓六拾錢
四等　同　金四　圓
五等　同　金參圓四拾錢
六等　同　金貳圓貳拾錢
七等　同　金壹　圓

一、經費等級割ノ二法ニ據リ徴收ス

一、等級割ハ部役員會ノ審議ニ依リ之ヲ定ム

一、戸數割ハ平等トシ一戸一ヶ年金貳拾錢トス

一、徴收ハ一ヶ年ヲ二期ニ別チ上半期下半期ノ二回ニ徴收ス

一、經費怠納不納者處分ハ京都染物同業組合ノ定款ニ準據ス

◆尺貫法改正に就ての諮問　京都府權度課より各實業團体へ諮問せられたる左の各項に就き本組合外五組合は再三慫慂を蹙け左の通り答申せり

諮問第一商工業上ニ於ケルメートル法ノ專用普及促進ノ方法如何

答申メートル法專用實施以來既ニ半歳ヲ經過スルモ未ダ其實行者ノ少ナキ所以ノモノハ其原因多カルベキモ一ハ尺貫法ノ猶豫期間餘リニ長キニ失シ國民ヲシテ頗意少ナカラレムルニ基クモノ其一因ナルベク又總テノ商品ハ生産者ヨリ需用者ニ移ルマデハ各地各種ノ業者間ヲ轉々流通スルモノタリ然ルニ其間中商ハ之ニ對シメートル法ヲ採用スルモ乙商ニハ未ダ之ヲ實行セザル者トセバ茲ニ其流通ヲ妨ケ圓滑ヲ欠クノ惧レアリ之ガタメニ實行ノ意思アルモノモ不知不識他セント欲セズ全國實業者ヲシテ一齊ニ實行方法ヲ採ラシメ一齊ニ實行ヲ促進スル方法ヲ採ラシメ一齊ニ實行ヲ促進スル方法ヲ採ラシメ一齊ニ實行ヲ促進スル

染色し得る。此染料溶剤を清浄剤として洗濯に使用すれば極めて経済な冷浸にありても其作用は顕著なるは注目に値す。染色と洗濯を引続きに行ふには洗濯機中に冷水又は温水を盛りテトラクハーメット四オンスを加へ處理し終く搾りて染桶に移すと蓋し染料溶剤は可染物と共に染浴に入るを以て染色は均一に行はる。洗濯機中の絞は必要に應じて補足し反復使用し汚れて殆早使用に耐へざるに至り於室す。

捻染に於てテトラクハーメットは他の染料溶剤と同様に使用し得る。此使用により染料の溶解度及浸透は良好になり、印華した染料が生地の裏までも浸達し兩面捻染を行ふた様に見受る。

之を抜染剤にハイドロサルフヲキトを共に使用すれば純白な抜染又は鮮明な着色抜染を得るものである。

糊の精煉に添加したるに時間を短縮し且結果良好であつたと報告せられてゐる。

テトラクハーメットの缺點としてはクロームレーキを容易に脱却し得ざると不快の臭氣を有するにあるも少量に使用すれば其臭氣は有毒作用なく、其臭氣は糊へ耐へ得るやうになる。

二、パーベントール

前著と同様のものに「パーベントール」と稱へるものがある。其の回章を見るに、

パーベントールは獨氏約二百〇五度にて沸騰し、水、石鹸等に可溶性の物質であつて脂肪性及糊質を除去するの効は特に強ひ。木綿及其他の植物纖維工業に助剤として卓越した効果がある。其効果を摘記すれば左の通り。

一、加工物の湿潤を完全ならしむ。

二、脂肪、油脂、礦油、タール等を可溶性に誘導する事。

三、アルカリ使用量を節約せしめ工費を低減ならしむる事。

四、繊維を美しく柔軟にし且目減を抑制する事。

五、促進的作用に依りて漂白工程を有利に且つ迅速に行はしめ之に依りて

六、漂白時間の短縮漂白液の稀薄を許さしむる事。

七、漂白後生地の黄變せざる事。

八、完全なる糊落剤たる事。

綿糸布の地入として用ふ。

加工品一〇〇キログラムに對し

パーベントール　三〇〇瓦

糊抜作時間　二〇〜三〇分間

糊抜作後温湯洗浄を適せしむる事。

右工程後染色をアルカリ性又は中性浴にて行ふ時は各糊抜作後の水洗を省き地入浴に直ちに染料を加へて又は石鹸類を加へて作業せし時はパーベントール使用と共に此等を半減するか又は全く省略するも可なり。

キヤー精練に用ふ。

従來の方法　二〜五瓩

苛性曹達　一〜二〜三〜五瓩

モノポール油　一瓩

パーベントール　〇〜二〜〇〜三瓩

漂白助剤として用ふ。

加工品一〇〇キログラムに對して

パーベントール五〇〜一〇〇瓦を使用する時は漂白液の濃度を四分の一に減ずるか又は漂白時間を五分の一に短縮し得べし。依りて柔き手觸りを與へ目減りを防ぎ耐久力を保持する等の利益を齎らすものなり。

漂白後石鹸處理を行ふに當りパーベントールを加ふる時は石鹸量を約三分の一〜二分の一に減ずることを得可く、又同時に美しき青味を持ち黄變せざる漂白を得る。

染色工程に於ける應用

パーベントールは染料の溶解助剤となり、脂肪溶解作用及均一染色を與ふる助剤となるも鹽基性染料と共に用ふるを得ない。脂肪溶解作用強き鳥夷等を多量に含有せる木綿染色に際して特に効力を表はす。硫化染料と共に用ひてブロンズの生成を防ぎ色相を濃厚ならしむ。

綿糸桶染　（容量二十倍）

綿糸一〇〇キログラムに對して

直接染料の時は　パーベントール四〇〇瓦

硫化染料の時は　同　四〇〇〜七〇〇瓦

綿布　同　三〇〇〜四五〇瓦

一、ヴフカー使用（容量二〜四倍）

直接染料の時は　パーベントール二〇〇瓦

硫化染料の時は　同　三〇〇〜四五〇瓦

二、枠染機使用　（容量五〜一〇倍）

パーベントール四〇〇〜七五〇瓦

綿糸布糊落剤として應用

パーベントールと苛性曹達を併用して糊落しを行ふ時は澱粉類を良く溶解し不純物、油、シミ等を除去するに効あり。

生地一〇〇キログラムに對して

苛性曹達　一、五〜二キログラム

パーベントール　三〇〇〜四〇〇瓦

麦湯時間　三〇〜四五分間

此際オレフラを五〇〜七五〇瓦添加する

糊抜作時間　二〇〜三〇分間
糊抜作後温湯洗浄を適せしむる事。
右工程後染色をアルカリ性又は中性浴にて行ふ時は各糊抜作後の水洗を省き地入浴に直ちに染料を加へて又は石鹸類を加へて作業せし時はパーベントール使用と共に此等を半減するか又は全く省略するも可なり。
キヤー精練に用ふ。
従來の方法　二〜五瓩
苛性曹達　一〜二〜三〜五瓩
モノポール油　一瓩
パーベントール　〇〜二〜〇〜三瓩
漂白助剤として用ふ。
加工品一〇〇キログラムに對して
パーベントール五〇〜一〇〇瓦を使用する時は漂白液の濃度を四分の一に減ずるか又は漂白時間を五分の一に短縮し得べし。依りて柔き手觸りを與へ目減りを防ぎ耐久力を保持する等の利益を齎らすものなり。
漂白後石鹸處理を行ふに當りパーベントールを加ふる時は石鹸量を約三分の一〜二分の一に減ずることを得可く、又同時に美しき青味を持ち黄變せざる漂白を得る。
染色工程に於ける應用
パーベントールは染料の溶解助剤となり、脂肪溶解作用及均一染色を與ふる助剤となるも鹽基性染料と共に用ふるを得ない。脂肪溶解作用強き鳥夷等を多量に含有せる木綿染色に際して特に効力を表はす。硫化染料と共に用ひてブロンズの生成を防ぎ色相を濃厚ならしむ。
綿糸桶染　（容量二十倍）
綿糸一〇〇キログラムに對して
直接染料の時は　パーベントール四〇〇瓦
硫化染料の時は　同　四〇〇〜七〇〇瓦
綿布　同　三〇〇〜四五〇瓦
一、ヴフカー使用（容量二〜四倍）
直接染料の時は　パーベントール二〇〇瓦
硫化染料の時は　同　三〇〇〜四五〇瓦
二、枠染機使用　（容量五〜一〇倍）
パーベントール四〇〇〜七五〇瓦
綿糸布糊落剤として應用
パーベントールと苛性曹達を併用して糊落しを行ふ時は澱粉類を良く溶解し不純物、油、シミ等を除去するに効あり。
生地一〇〇キログラムに對して
苛性曹達　一、五〜二キログラム
パーベントール　三〇〇〜四〇〇瓦
麦湯時間　三〇〜四五分間
此際オレフラを五〇〜七五〇瓦添加する

綿絹布毛織寫染
白上ゲ用胡粉代用
（擬化蕗士）白色染料
友仙着尺柄来綿配合白上ゲ染
亞鉛末代用品純白鮮明染上
組織布毛斯生地増量無染付用
紋羽二重地縮緬捻上染出し用
昨春輸入以來白上ゲ鮮明且經濟ナル原料ニテ盡外ノ好評ヲ博シ多量ノ注文ニ對取引ヲ屈居候何卒各位御試染ノ上御用命願上度染法配合説明書並見本品御送付申上候
雨面寫地染カセインゴム糊（新入荷品）
絹綿布毛斯檢友禪着尺小紋染亞鉛末及ビ抜染用糊鮫至ツテ細微純白ニシテ色調ノ如タ染料配合上鮮明ナル色素、染上上色堅牢ニシテ使用ニハ刷切レ至ツテ宜ク在來ノ糊ノ如タ太ラズ糊ヘタラセズ地色寫ノ如キ表裏同一色ニ染付キ水洗脱糊速ヤカ其他ノ特長ハ一大進化實用ト經濟ヲ兼ネタル優越品ナレバ各位御試染ノ上御ノ用アラン事ヲ偏セラ御願可申候
京都市三條通堀川東入
住　竹谷染料店
電話中三八一二番
振替口座九五二三番

廣告
京都市高辻通油小路東入
川行キ脱水器中古買入　西澤利一郎
電話下四六〇六
發明品特許
實用新案
商標意匠
出願事務取扱　辯理士　新實芳太郎
京都市室町丸太町下ル
貸工場　各染物業ニ適ス
申込所ハ
當組合へ

京都染物同業組合月報
第二百二十號
自行發行人　新野良雄
印刷人　森本文次郎
京都市堀川竹屋町下ル
印刷所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第十二號

左記ノモノ職工徒弟契約ノ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

大正十四年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員森山秀次郎殿工

吉井千代松徒弟

佐藤栄次

西田重蔵

〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃

五十嵐要三

鈴木儀蔵

洞口孝一

長谷川吉次郎

中谷三次郎

桑田時雄

園部金四郎

姪子伊太郎

稲垣何吉

浅色抜部員西脇三郎

友仙染部員吉井千代松

◆公示第十三號

左記ノモノ組合ニ就業ニ六條ニヨリ屋備契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十四年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

御召再整部員小野大助徒弟

友仙染部員吉井千代松

小西勇次郎

倉本光三

小南勇治

水田久治

小鳥才吉

山崎真之助

◆公示第十四號

左記ノモノ修業年限ヲ終リ左ノモノニ對シ左ノ通リ修業狀ヲ附與セリ此旨公示ス

大正十四年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

一修業年限　自　年　月　日　至　年　月　日

右修業ノ旨授業師ノ報告ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合定款ノ規定ニ依リ修業狀ヲ附與ス

大正十四年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員内田松之助徒弟

古瀬長治

今江清二

〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃

藤原義雄

浸落調整部員八木市次郎

太田周太郎

〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃

久野信蔵

東原利三郎

末廣奉次郎

友仙染部員田中三之助

糸絽色染部員杉原彌三郎

鹽谷久吉

倉田清作

雜錄

◆視察報告　綾織廚長たる金山藤兵衛氏は客月北陸地方より關東方面に渉り染業視察のため出張せられたるが當時は何れも不況に際し實際作業工場は殆んど全く爲めに目新たらしき報告材料を得難く僅かに見聞せし所を報告すれば左の如しと

廻井延に於ける染色類として何らの秘法せし種類のあることなく舊習慣と稱するものゝ存在を認め得るに過ぎず其他染色に關するものとしては僅かに精練業の一種あるのみ元來此地方は絹織物の產地として著しき進歩を為し居ると雖ども何れも羽二重絹織絹宮士等にして有色物は皆無で

[illegible]

本少なからずして[illegible]

[illegible]

[illegible]

富山市は指導機関として染織講習所を設け職員を派出せしめ實地指導を試みるも未だ効果の著しきものなきは農業を只て一藝を左有する習慣の結果なるべし

西磯波郡の各地方に於て盛んに木綿織を派出し双子織諸縞織を重もなるものとし其産額多量なりと雖ども其織法も簡猶も少しの進歩を見ず

群馬縣

桐生伊勢崎を中心として伊勢崎銘仙文化御召所謂調査物の本場なり桐生附近に於ては盛んに絹織物生産せらる。伊勢崎町を中心として伊勢崎織物組合あり附近々郷の染織業者及中機業者を包含し最も基礎機質に於て成績を上げつゝあり伊勢崎物の名聲を益々發揚しつゝあり

染織業者は組合に於て染料を購入なし組合指定の染料にて注文に應じ最も堅牢目的なる織物を作り出すべく染料は主として硫染々料にして特種の色にのみ酸性及直接を使用す組合に於て厳重なる審査の下に市場に商品として出さるゝものにして之等已數十年の苦しき經驗に依り今日の伊勢崎織物及織物組合を作るに至るなり

内地物一般は不況なれ共出機多きが爲め其調節を得ず染色業者も職人の雇入の方法は地方の風習として不況時には只食事のみにして給金は其の出来具合により歩分を支拂ふ状態なり。桐生附近に於ける染織者は現代的方法の施設をなし絶らず世界の進運に伴ひ他地方と競爭しつゝあり、染色業の大部分は糸染にして最も堅牢とする建染々料ありざるん染料を用ひ最新方法を應用し需要に應じつゝあり遠か京阪地方よりも注文のある状態なり

朝倉整理、兩毛整織、桐生染布會社等の大會社は欧米の精を抜き盛んに優秀なる製品を出し市場を賑しつゝあり就途にして大ひに學ぶべきも多し此の地方は全々鎖國的なる爲め工場を充分に視察すること困難なれ共幸に高工の豊田今吉氏の御厚意により兩毛整織を見ることを得たり深く感謝するところなり

取引は市場に於て一定の日に製造家買總商問屋と取引をせられ最も確實になしつゝあり

田舎式の萬物を互す狭隘にして專業になしつゝある業者なし、織物は盛んなれ共内地物部きが爲の近時は矢張不況にして一般休機提燈の有様なり、新潟市に於て新發社なる染工場あり現機も可なり大きく百人餘の職工を有し手状染印伊天染をなしつゝありしが遂に昨年解散の止むなきに至りたり

視察偶感

各縣下を視察し來り大に感あり各縣とも絶わざる努力と研究心を以つて世界の大勢に順應すべく或は織出品に或は内地品に精撰せる原料優秀なる技術と機械力を以て厳密なる檢査をなし有力なる組合の力にて統一し歩調を一に激しき競爭場裡に過進しつゝあり

翻つて我京染を見るに幾多の陋習を其のまゝ踏襲し惡弊に害せられ漸次壓縮せられ商人の機器に左右せられ組製品の多産等一部ながら惡徳皆商の乗ずる所となり新聞に云々せられ只目先のみに走り右來より名聲を博せし京染日本染物の中心を失ふの悲運を見るやも計られず其は起憂に過ぎざるものなれども吾人斯業者は進みて世界の狀況に括目し廣く知識を求め外氣に呼吸し斯業組合は絶わず各國各地の狀況を種々なる方法に用ひて精査し、組合員の現狀に照し之が改良進歩に務め絶ゑず斯業の先頭にあらざるべからず

京染も今や日本の染物にあらず世界の染物界に雄飛すべき時機に遭遇しつゝあるものと信ず。此の爲めには幾多の困難の伴ふは勿論なれ共世界の市場は日本の「キモノ」東洋趣味のすべてを服飾等に取り入れんとしつゝある有様と聞く斯業者のみならず組合は率先して其の事業調査に其の指導に内地品則ち輸出品と優秀なる技術を廣く外國に紹介し美麗極りなき染色美術品をして世界の服飾界を風靡せざるべからず確實なる製品は原料の精選と設備の宜敷と技術の優秀と並せて技術の指導者と檢査に依るものなり組合は宜敷將來其助長に當局者は御壹力あらんことを希望す。余は充分の日數なき爲め精細なる視察をなし得ざりしが各地方の空氣に觸れ上述の如き感しきりと起り筆取なれども先筆をして報告に代るる次第なり。

◆優良國産品博覧會　本組合出品受賞者は左の通り

選歩一等賞

右條貴人　顧井繁太郎
山本秀三郎　松岡健太郎
中島其三郎　稲田九市
平井吉之助　佐々木健三郎
瀬川吉之助　長谷川松次郎
柴田萬蔵　蛍井繁太郎
大野福三郎　唐橋母蔵
永江久吉　樫本平次
有功一等賞　小西石蔵
木内嘉三郎　大西太郎兵衛
有功二等賞　石川嘉助
佐賀太兵衛　山田吉太郎
大久保與惣平　小田惣次郎
高橋徒次郎　谷岡九一郎
進歩三等賞　堤尾源吉
有功三等賞　竹山菊松
松原産兵衛
賞　賞

◆紋本博覧會受賞者

一等賞金牌　友仙部　友栄會

京都染物五益社

一等賞　狀

佐々木健三郎　山本秀三郎　長谷川松次郎
瀬川吉之助　松岡健太郎　中島其三郎

◆紋上書部徒弟競技會　同部は本年を以て開催三十年即ち三十回に相當するも以前都合に依り一回の開會を見合せ居りし結果表面二十九回となり居りたるが今迄之れを補ふため臨時に開催して三十回に滿たしひるため本月一日を以て之を挙行することゝし同日午前十時より授與式を挙行し會長八木伊三郎氏は審査長佐々成吉氏の授賞申請に基き左の通り授與し部長佐々木嘉助氏の挨拶を終へて閉會し午後一時より部の事業に參し諸般の勞を執りし功勞者にして既に死去せられたる岩本利兵衛氏外十數名のために其遺族を招待し五條阪袋中庵に於て追悼會を行ひたり

受賞人名左の如し

一等賞

甲生　高谷壽三郎　乙生　井澤喜久三
丙生　松浦直太郎

二等賞

甲生　四郎　乙生　甲生
水谷　増田芳太郎
佐竹　中森平三郎
武左巳

三等賞

甲生　村上　乙生　水野
金田誠三郎　大隅
俱野鑑吉　古谷
古賀清太郎　栄吉
河部泰吉　東谷誌一

四等賞

甲生　濱野　乙生　甲生
同　大牧千代造　平生
大澤治良一　奥村
同　羽井平一　乙生　高橋
今井繁　川島
北川秀吉　安達勝
来村伊三郎　牧
近藤歌行　中島
野田吉一郎　今井
前川勇　船山正
墨庭喜三郎　赤塚彌次郎　山本龍雲
古賀文貴郎　縛酒
岩本市太郎　西村嘉助
釜松剣治郎　神田誠一郎
岡本庄吉　陳山誠一
多田正一　岡田
西川彌一郎　福田民子
安藤昇一　井元義兄
山田梅三　田中保次郎
前田勝之助　三輪輝治
賞　古賀優

◆柳葉形彫刷部競技會　同部は本月十五日徒弟競技會授賞式を挙行したるも種々の事情之れあるため六月一日に延期し彫刷部亦六月一日豫定の競技會は六月十五日に繰替へたり刷部共本年度の出品數は非常に多く授賞者數は各百二十名以上に及びたり

◆小紋染部役員選挙　同部役員任期滿了に付き去る七日選挙會を行ひたるに左の通り當選就任せり部長に中屋岩次郎副部長に廣瀬久治郎會計役に南井好松の諸氏同来る二十九日総會を開

試驗所便覧

漂白劑として

過酸化水素の話

若い人のために

和歌山に遊ん者人は紀ノ川沿岸に晒された夥しい木綿を見たであらふ。或は東海道に旅立つと近江の安土城趾に近づく頃野洲附近一帯の草木に布を晒す人を見受けよう。古來有名な奈良晒と云ふのも抑ふして晒された麻布である。麻布や木綿を草原に晒す時は絶わず水を撒て太陽に照すと布は漂白されるが、其底に何物が働くかは知らなかつたのであらふが、斯うした方法は國の東西を問はず往古も行はれたのであつた。

今から百年前ドイツ人が過酸化水素を發見し出し

其研究が進むに從つて夫れが生成及存在が明にされ右に述べた白は此ものゝ働きに依る事が見出された。題目を見る者は直ちに水と過酸化水素、そこに何か深い關係があらふと氣付かるゝであらふ。

水を化學上の名稱でむつかしく云へば「酸化水素」であつて、酸素一と水素二の割合に結合して成るは皆人の知る所である。水に酸素一を餘分に結合せしめる、即ち酸素二、水素二の割合にあらしめたもの、水より酸素が多いから「過酸化水素」と稱する。「過」の文字を冠し此狀態を表はしてゐる。然しと酸素を直ちに化合させる事は困難であり今日では迂遠な方法をとり結局はそこに二酸素くのである。

その造り方は

主なものを掲げる

一、過酸化バリウム鹽酸及硫酸を加へると過酸化水素と鹽化バリウム及硫酸バリウムを生ず。此硫酸バリウムを硫酸塩で沈澱せしむると濃厚な過酸化水素を造り得る。

二、近時電氣化學の進歩に伴ひ過硫酸加里から製造する新らしい方法が考へられ順る純粋である。つて爆度の高い物を得る。これは電氣工業上の製造に專ら用られる。

三、硫酸の水溶液に過酸化曹達を加へて造る方法は簡単で能率上有利なる製工業上普通に用ひられてゐる。此方法では濃厚なものは得難い。

過酸化水素は色もなく臭もない

粘稠な液體であるが一種特異の味を持ち其比重は一・五あつて非常に低温に冷やすと結晶するとのことである。水と任意の割合に混合して過酸化水素水を生ずる。此水溶液は徐々に分解し、此酸素が發散した後の殘りは水のみである此酸素を發生するの働きが漂白に用ひらるゝ所以であつて、酸素を失へば水のみ殘る變化は特性とでも云ふべき有用な性質である。過酸化水素が水と酸素に分解して將に酸素の生れやふとする時に持つ酸素の力は實に强大なものであつて是れに觸れた色素分は忽ち褪色を餘儀なくされる。偶此液より酸素の氣泡が無數に立ち昇るのを見ると一種の壯觀を呈し何物でも漂白せずには置かないかの様な勢を示すが是れは不良の狀態にあるを顧すものである。

過酸化水素の

強さを表はすに

「三%」と云ひ又「一〇容積」と云ふ文字が用ひられてある其意義を説明しやふ。茲に云ふ「容積」とは例へば一容積と云へば過酸化水素水一〇〇立方糎（以下立方糎をシーと稱へる）から一〇〇シー　シーの酸素を生じ一〇〇シー　シーの水を殘す事を表はし、二容量は一〇〇シー　シーから二〇〇シー　シー、即ち水の二倍量の酸素を發生す。

同様に一〇容積は一〇〇シー　シーから一〇〇シー　シーの水と一、〇〇〇シー　シーの酸素を發生するのを表はしてゐる。而して過酸化水素の分子量は三四・〇一六グラムであつて其二倍六八・〇三二グラムから酸素三二グラムを發生し其酸素の容積は通常の狀況で二四リットルあるから過酸化水素一グラムから約三五三シー　シーの酸素を生ずることになる。

それで一%溶液即ち一〇〇シー　シー中に一グラムの過酸化水素を含ひものは酸素三五三シー　シーを發生し一〇〇シー　シーの水を殘す

となる。然し此酸素は丁度同じ容積の水の三・五倍に當る。

過酸化水素の三%溶液は三容積の過酸化水素一〇〇シー　シーから發生し得る酸素は三五三シー　シーの三倍であつて殘つた水の十倍に當る約一、〇〇〇シー　シーである。

實際應用に際しては此容積を用ひて强さを表はすのが便利である。又過酸化水素水の高價な我國では過酸化曹達から使用に臨むで造るを便とせねばならぬ。

過酸化曹達から

一容積の過酸化水素水

を造るに要する藥品の分量は凡そ次に示すやうである。

過酸化曹達（九〇%）　三・三四キログラム
强硫酸（ボーメ六六度）　四・四五キログラム
水　四六〇・〇〇リットル

若し一〇容積過酸化水素を造りたいと思へば過酸化曹達と硫酸との分量を一〇倍にするか又は水の分量を一〇分の一に減じて四六リットル用ふればよいのは云ふまでもあるまい。

造り方は簡單であつて先づ使用水の三分の二位を鍋の様なものに盛り硫酸を攪拌しつゝ徐々に注入し終らば水を加へて冷却して充分冷めたらば過酸化曹達を加へるのであるが過酸化曹達が飛散して鼻や口に入り刺戟を感ずるにより適當なマスクを掛けて水を静に攪拌しつゝ隨分氣長く水面に少し宛撒布して行くのである。短氣を起して一時に澤山投込むと烈しく沸騰發熱して大切な酸素を空しく放散してしまふ。水面で泡起せしめたらば夫れ丈け損失であると心得ねばならぬ。液が熱を持つて來たならば絶ゑず氷を加へて冷却に務め過酸化曹達を加へ終りて後水を補ひ全量となす其時溶液は尚酸氣が殘つてゐる位でなければならぬ。斯くて出來た過酸化水素水は不純物として多量の硫酸曹達を含むでゐるが普通漂白用には少しも差支へなく相當時間安全に貯へ得る。そして溶液が稀薄な程長く保存し得るものである。

純粋の過酸化水素水を必要とする場合には製法一に示す方法に依りて造るか又は手取早いを望む向には少々高價を拂ふて

市販の過酸化水素水

其商品名は「オキシフル」

となる。然し此酸素は丁度同じ容積の水の三・五倍

過酸化水素水一〇〇シー　シーから發生し得る酸素は三五三シー　シーの三倍であつて殘つた水の十倍に當る約一、〇〇〇シー　シーである。

實際應用に際しては此容積を用ひて强さを表はすのが便利である。又過酸化水素水の高價な我國では過酸化曹達から使用に臨むで造るを便とせねばならぬ。

過酸化曹達から

一容積の過酸化水素水

を造るに要する藥品の分量は凡そ次に示すやうである。

過酸化曹達（九〇%）　三・三四キログラム
强硫酸（ボーメ六六度）　四・四五キログラム
水　四六〇・〇〇リットル

若し一〇容積過酸化水素を造りたいと思へば過酸化曹達と硫酸との分量を一〇倍にするか又は水の分量を一〇分の一に減じて四六リットル用ふればよいのは云ふまでもあるまい。

造り方は簡單であつて先づ使用水の三分の二位を鍋の様なものに盛り硫酸を攪拌しつゝ徐々に注入し終らば水を加へて冷却して充分冷めたらば過酸化曹達を加へるのであるが過酸化曹達が飛散して鼻や口に入り刺戟を感ずるにより適當なマスクを掛けて水を静に攪拌しつゝ隨分氣長く水面に少し宛撒布して行くのである。短氣を起して一時に澤山投込むと烈しく沸騰發熱して大切な酸素を空しく放散してしまふ。水面で泡起せしめたらば夫れ丈け損失であると心得ねばならぬ。液が熱を持つて來たならば絶ゑず氷を加へて冷却に務め過酸化曹達を加へ終りて後水を補ひ全量となす其時溶液は尚酸氣が殘つてゐる位でなければならぬ。斯くて出來た過酸化水素水は不純物として多量の硫酸曹達を含むでゐるが普通漂白用には少しも差支へなく相當時間安全に貯へ得る。そして溶液が稀薄な程長く保存し得るものである。

純粋の過酸化水素水を必要とする場合には製法一に示す方法に依りて造るか又は手取早いを望む向には少々高價を拂ふて

市販の過酸化水素水

其商品名は「オキシフル」

法一に示す方法に依りて造るか又は手取早いを望む向には少々高價を拂ふて

市販の過酸化水素水

其商品名は「オキシフル」

鉄分が不純物として

混入して來る場合

が最も多い例へば工場内の水道管、容器、不純な硫酸等から來る、其鉄の害は如何な程度のものであらふかバーリ氏の實驗に依ると一容積の過酸化水素五〇〇シー　シーに硫酸鉄〇・五グラムを加へ攝氏三七度に保らて置くと二時間にして殆むど酸素を失ひ三時間後には全く酸素が無くなつた。硫酸鉄の量を増して一・五―五・〇グラムに爲すと一時間後には全く酸素が無くなると云ふ。又同氏が過酸化水素を中和するに硅酸曹達とアムモニア水と用ひて其分解程度を試驗せられたのを見ると一容積過酸化水素五〇〇シー　シーに比重〇・八九七のアムモニア水〇・五シー　シーを加へ攝氏三七度に保つて三時間置いた後に檢べるとアムモニア水を加へなかつたものは同一の狀況にあつて少しも過酸化水素を減少して居なかつたにも拘らずアムモニア水の入りたものは二〇%を失ふて居た。同様のものでシーのアムモニア水を加へたものは六九・七%も損失したのであつた。

硅酸曹達はトリドル比重計一〇〇度の溶液を用ひ其〇・五シー　シー及五シー　シーを加へ前と同様の狀況にあらしめた後檢したが少しも過酸化水素の減耗を見なかつたとの事である。故に漂白浴の經濟から見て硅酸曹達を以て中和する方を勧める。尤も此實驗には漂白材料を入

法一に示す方法に依りて造るか又は手取早いを望む向には少々高價を拂ふて

市販の過酸化水素水

其商品名は「オキシフル」

© Kyozomekai

れてないが實際羊毛三〇〇—四〇〇封度を固白して見るに

　　硫酸曹達で中和した後に
　　其値に於て三分の一の利益

を得たと云ふて居らるゝ。舊鉄の害について一言せんに生地に酸化鉄即ち鉄銹が附著していると是れに過酸化水素が働いて烈しい作用を起し生地を傷ふはまゝ見受ける現象である。

過酸化水素の用途は醫藥、消毒劑等廣汎な應用範圍を持つが染色上には酸化劑又は漂白劑として主要なものである。漂白劑としては例へば化粧水に混合して皮膚の漂白に用ふるなど特別としても相当特殊に絹紡、毛糸、柞蠶糸及夫等の織物又は変織布の漂白には無くてはならぬ必要品であり又羽毛、骨、象牙、麻毛毛皮、亞麻等の漂白に使用せられてゐる。

此ものを用ひて漂白したものは亞硫酸を用ひて漂白したものゝやうに後日復色する恐はない

　　漂白槽は木製
　　可なれ共無次損耗し

て來るから内部へ薄くセメントを塗りて用ふる事がある。陶器は犯され難いも硫酸の恐れありエナメル引の鐵器は上等とせねばならぬ。何れにしても板底を入れて鉛管又は錫管などで加熱裝置を造るのである。

漂白液の濃度は着色程度及漂白程度又は生地が糸であるか織物であるかによりて異り或は絹か毛かによりても差があるかに依りて一定難いが二分の一—六容積位の濃度を用ふる。

温度と材料によりて變へなければならぬが普通六十度を越す事はない。斯ふして漂白液中に多くは一夜間置くのである。又目的によりて漂白工程を反復行ふ事もある。其殘液は尚効力あるを以て液の强力を驗し補足して使積一週間乃至一ヶ月間も用ひてよい。茲に其試驗法の必要を生ずるが經驗すれば其液を含みて味と泡の生ずる具合で概ね見當を着け得ないでもない。

　　過酸化水素効力
　　の測定法には

種々の方法がある大別して滴定法と瓦斯容量法とに分ける。何れも一長一短があるが此の二つ中に於ては

劣を述べたり方法を説明するの煩を省ける。何故ならば夫れは工業分析書の何れを見ても直ちに見出し得るからである。嘗常識として知られたいと云ふ熱心な人の爲めに左に普通行はるゝ過マンガン酸加里を用ひての滴定法とルンゲ氏のナイトロメーターによる瓦斯容量法の概要を述べるであらふ。

　　例へ過酸化曹達にどるゝ市販の同品には種々な品物があり有機過酸化曹達の量が八〇%前後しかなく苛性曹達、炭酸曹達及其他のものを一〇—二〇%も含むものがある。此種な不良品を知らないで前に擧げた一容積過酸化水素水を得やふと如何に精密に取扱ても駄目である。そこで一應分析を行ふてから製造に掛れば安全且精巧なものが得らる。試料〇・一五—〇・二グラムを秤量して硫酸を加へた水に溶かし精密に造りた過マンガン酸加里の赤色溶液を滴下して其色が最早褪色しなくなるまで加へて其消費量を知り是れから過酸化曹達の量を計算によりて求むる方法を「滴定法」と云ふので精密な結果を與へるものである。

一旦使用した過酸化水素水の効力が如何に變化したかを知るにも滴定法を用ひ得らるゝは云ふまでもないが瓦斯容量法によりて幾何容積に强さを減少したかを直接に測定すれば

　　新しく補足するに
　　誠に便利である

此方法は可檢液に酸化コバルト又は硝酸コバルトの少量を加へると忽ち分解して酸素を放出する其酸素の分量を知れば直ちに幾容積の强さであるかを知り得らる。此測定裝置にルンゲ氏の考案したナイトロメーターと稱するものがありて取扱ひ簡便容易に試驗を行ひ得らる。此試驗によりて二容積の過酸化水素水を漂白に使用して其使ひ古しの殘液が一容積の强さにある を知りたらば元の强さに回復せしむる爲其九〇リットルにつき十容積約一一リットルを補充すればよい事で知る。

組總布毛斯寫染
白上ゲ用胡粉代用
友仙着尺柄末糊配合白上ゲ染
亞鉛末代用目印純白鮮明染上
絹總布毛斯生地特最業染付用
紋羽二重地模様摺上染出シ用
昨春檢入以來白上ゲ鮮明且經濟ナル原料ニテ意外ノ好評ヲ博シ記念ノ事ニ文御取引ヲ願居候何卒各位御試染ノ上御用命願上度染法配合説明書選見仕其他詳細ナル染法ハ御會談見本品御送付申上候

兩面寫地染カセインゴム糊（新入荷品）

組總布毛斯綸友禪着尺小紋染亞鉛末及ビ抜染用糊就至ツテ細微純白ニシテ鮮明ノ如ク染料配合上鮮明ナル色素、染上上色鮮麗ニシテ使用ニハ鋏切レ至ツテ良好ニ來ノ糊ノ如ク太ラズ糊ヘタリセズ地色寫ノ如キ表裏同一色ニ染付キ水洗脱糊速ヤカニシテ着尺地小紋柄ノ如キニハ一大進化實用ト經済ヲ愛ネタル優越品ナレバ各位御試染ノ上御愛用アラン事ヲ偏セラ御願可申候

京都市三條通堀川東入
住　竹谷染料店
電話中二六八一番
振替口座大阪九五一二番

友仙着尺小色糊配合浮上ゲ染
抜染糊配合浮上ゲ式捺染仕上
友禪更紗胡粉摺代用兼伏糊用
其他各種用法

〔擬化蕗土〕白色染料

廣告

發明品特許
實用新案
商標意匠
出願事務取扱　辯理士　新實芳太郎
京都市室町丸太町下ル

民事
刑事
特許
辯護士開業
取扱
事務所
酒見新一
京都市上京區寺町丸太町下ル
電話上二六四七

京都染物同業組合月報

第二百二十一號

發行兼編輯人　野野口忠
印刷人　森本文次郎
京都市室町通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第十四號

左記ノモノ職工徒弟契約ノ終結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

大正十四年六月廿六日

京都染物同業組合
組長　木伊三郎

友仙部員　吉井千代松殿
〃　〃　〃　

たる所以のもの京染仲次業者が不正の暴利を貪らんがためにはあらゆる惡手段を弄し不正の染法を施し一時を糊塗せるに反し何れは不當の要求を為すを常とす之れらは土着の當業者を苦惱せしめ顧客局に於ても種々の方法を講じ苦慮上盡す處ある結果に帰因するものとす

縣としては工業試驗場を設立し染色都を置き相當の設備をなし便宜上當業者をして隨意に之を使用せし請願の指導をなすの外市と共に補助費を給し毎年當業者をして染色地として名ある地方へは必ず視察せしめ或は京阪地方より專門の技術に富む業者を聘し之を講師として一週間以上の日程を定めて講習會を開き就て學はしむるは年中行事とせり

組合としては熊本市に於て本織物同業組合あり一千餘戸の組合員を有すと雖ども染色專門のものは其一割に過ぎずして餘は織物に關するものとす然れども近年染織を同一にし取締るは不便として染色業の市中にあるものは組合を分離し獨立せし趣きなるも未だ正式の手續を經ず有志團体組織と一其事業としては

一 講技會　二 講習會　三 地方視察

講技會は毎年二回之を行ひ師匠及徒弟の二方面より出品せしむるも既成品を隨意出品せしむるものにあらず吾が組合各部に行ふ講技會の方法に依り一定の材料に依り規程の染法を施さしむる等屋主と徒弟の出品を區別し審査は合議制に依り相當の褒賞をなすことゝせり

講習會は毎年一回又は二回工業試驗場を以て教場とし當業者に於て各採る處の種類を區別し順次に之を行ふを以て年々進歩の實績を示し居れりと之らは何れも縣市の干渉を受くるものとす

當市に於ける染物は總て範を京都に採るものなるを以て其製品に至りては他地方に優り一見して京染にあらざるかを疑ふ程度の優秀品を見る之れらは京地に於て修業せしもの或は京都の落伍者か移住して傳へたる方法に據るものと思惟せり之を以て友仙其他高級なる形染の外は其他に於て製染せらるゝものなれば將來京都の染料は漸次なるの小なるや移に於ては前西に於ける當業者及之を宣揚するものは大に減心せざるべからず

京に甲州黒あり西に島原黒ありて京都獨特の樹脂子染も次第に其密用の範圍を狹められつゝあるは惜よべからざる事實なるが今島原黒が九州一圓に網を利かし居る其原因としての重もなるものは左の理由に基くものと思はる

元來島原の地は長崎縣有明灣口に臨む一半島の地にして天草氣に依て始めて其存在を認められたる土地に過ぎざるも男子の漁業に對する女子の養蠶を以て郡中到る處として桑葉の繁茂せざる所なし隨よて養蠶の盛なるを知るべし島民の先覺者は生絲にて販賣するよりは之を織物とすべく織物の儘なるよりは更に染色して世の需要に供給する時は更に利益を大にし島民の生活は自然に安定を得るとの見地より今を去ること四十餘年今坂德衛なるものあり獨身的に之れが研究をなし始めて京地に於ける黒染法に習ひ之を試みて成功せるもの今日の濫觴なり今や自家の手に依て製糸製織せられたるものに染色し之を市場に檢出せるものなるを以て第一價格に非常の差格を生し低廉なること染色は研究を積んで完全の域に達し更に一機軸を出し專賣特許を得たるが如き發明法あり目下染業を愛ぬるもの二十餘戸なるもいづれも今坂工場の一族或はこゝに練習の功を積んで獨立せしものゝみとす故に常に能く意志を疎通し協同一致の歩調を以て斯業に熱注せるは稱讃に價ひす

現今黒染の外模様染を營むに至り專ら徒弟の養成に全力を注ぎ毎月一回野外寫生法に依り得たる圖案を莫某し鍵技會を行ひ技術の向上を圖り其成績は一回毎に進歩して其既成品を見るに京都產に比し遜色なしと認ひ各種の染色は熊本に模様染は此地の生產として將來發展するものと認めらる現に該地に行はるゝ業別は黒染、模様染、引染、糊置、上絵、浸落、張物の各種屬に別かる之に屬する使備人は百名以上に達せりと雖ども何れも土着のものゝみにて他の感化を受けず低廉なる賃金に甘んじて就業せるは実ひべき事とす

製絲製織の工藝は別る爲に於て之を見るも專門

しては概して歴史の新らしきに拘はらず比較的進歩せるものと認めらる且つ其價格の知きも黒紋附染四圓五拾錢縞模様は六圓程度にして需要を滿たし居れば將來の發展は期して待つべきものならん

◎輸入染料　本年三月及四月中獨乙外四ケ國より神戸港へ輸入せられたる染料數量及價格左の通り又獨乙より五月中に輸入せられたる賠償染料高は次の如し

	三月中		四月中	
アニリン染料				
英吉利	一、九六斤	一、六八圓	一、九七七	九、二四五
佛蘭西	八、三二〇	二四、〇四一	一〇、九六五	二〇、〇〇九
獨乙	一九、三七七	三七、七五五	一四、七四三	二六、六六九
瑞西	二六、六六五	四五、九六五	三五、四六八	七六、八三一
米國	三六、四三五	三四〇、六六九	九、一二五	一二、九九五
アリザリン染料				
獨乙	三、九一七	八二、八四五	三、〇〇一	六、〇八

賠償染料入荷（單位瓩）

馬獅子會社泥狀人造藍 乾狀〃	一五一、五九四	
〃 アニリン染料	一〇、〇〇七〇	
〃 ヘキスト社泥狀人造藍 乾狀〃	一二、二九九	
〃 アニリン染料	一一九、一〇三	
カセラ會社〃	四、五四七	
〃 藍狀	三八、八七九	
バイエル社アニリン染料	三、七五四	
グリスハイム社〃	七、四七三	
テルメア社〃	一、〇五二	
カールエーカ社〃	一、一六二	
	七六六	
	二六七	

外馬獅子社アニリン染料二五箱數量未詳乾狀人造藍一〇ドラム泥狀人造藍二七〇、六九七乾狀人造藍一四、六一七アニリン染料七、四七三五八、一七九液狀アニリン染料七、四七三

◎形彫都徒弟鍵技會　本月十五日午前十一時開催せり皇玉部長岡會の辯に次ぎ佐々審査總長の審査報告あり市長より褒賞狀を會議所會頭より賞品を各授與し終て知事市長の告辭商業會議所會頭の祝詞あり八木會長の挨拶より受賞者總代識下繁雄の答辭を以て式を閉ず本會は創立以來十五周年に相當せるを以て其記念式を兼ねたる以て來賓及部役員に對し記念品を贈呈し因

名左の通り

形彫部第十五回徒弟鍵技會褒賞狀授與者

甲種 一等賞　中野 晏元
乙種 一等賞　瀧下 [illegible]
丙種 一等賞　柴田佐太郎
小西 重三　中井万次郎
乙種 一等賞　啓見佐太郎
石原 清一
小紋 一等賞　高橋駒之助
甲種 二等賞　山城 [illegible]
乙種 二等賞　伊藤 [illegible]
伊藤 信三　河村半之助
丙種 二等賞　伊藤重太郎
橋本等次郎　木津 榮造
佐竹 正一　杉野 重雄
森崎 方弼　島山 秋蔵
石田 高吉　安井 友保
丁種 二等賞　吉田芳三郎
濱口 豊市　水谷 安雄
篭橋 [illegible]郎　原 登喜男
小紋 二等賞　鈴木 [illegible]男　川端 富夫
平田 清次　中村 [illegible]
伊藤 静子　三好 [illegible]
甲種 三等賞　中山清[illegible]郎
浸井 徳夫　沖島 弘
乙種 三等賞　毛利牧太郎
村木 秀夫　鎗垣 [illegible]
丙種 三等賞　吉川 [illegible]三
古川 二郎　庄野 政吉
岡 俊一　吉田 吉一
吉川 清吉　佐藤 [illegible]郎
佐藤義三郎　内藤 利一
芝田 巳門　吉川 [illegible]蔵　江崎 誠一
丁種 三等賞　小林 吉蔵　伊藤 敬一
前川 弘　水本貫次郎
永田久次郎　宇野健次郎
齋藤傳吉　伊藤 [illegible]　春本 [illegible]夫
早崎 貫一　富[illegible] 安吉　[illegible]野 直作
小紋 三等賞　[illegible] 正雄　[illegible]原市太郎
桐生 政吉　大[illegible]郎　村上[illegible]郎
河村光三郎　村上[illegible]郎　市川 種八
北川 清造　[illegible]郎　片山 茂
竹村棟之助　[illegible]郎　[illegible]美 忠男
濱 [illegible]助　[illegible]野 [illegible]作　黒川 定治
小川 政雄　小松千代吉
市川 清一

褒狀

星野 [illegible]吉　[illegible]本 [illegible]夫
[illegible]本 [illegible]郎　小林 芳雄

[illegible]村 [illegible]郎　[illegible]
大村[illegible]次郎　[illegible]
[illegible]藤 [illegible]郎　[illegible]
[illegible]郎　[illegible]
[illegible]郎　[illegible]
[

第二十五條　賣約品ノ賣約ヲ爲ス場合ハ代價ノ三分ノ一以上ヲ手附金トシテ賣約者ヨリ徵シ出品ニハ賣約札ヲ貼付スヘシ

前項ノ賣約人ニ對シテハ賣約證ヲ交付シ閉會後五日以内ニ代價ノ殘額ト引換ニ出品物ヲ交付スヘシ

但シ賣約人期日以内ニ代價ノ支拂ヲ爲サヽルトキハ賣約ヲ取消シ手附金ハ出品人ニ交付ス

第二十六條　出品ノ交換又ハ代價ヲ變更セントスルトキハ事務所ノ承認ヲ受クヘシ

第二十七條　出品者ハ陳列場所ヲ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ス

第二十八條　會場ノ通路ハ必ス本會ノ指定圖ニ依ルヘシ

第二十九條　使用中陳列戸棚ノ破損シタルトキハ其出品者ニ於テ直チニ修理ヲ施シ原形ニ復スヘシ

第三十條　出品者會期中撤ヲ陳列場ヲ閉鎖シ又ハ出品ヲ撤去シ會場ノ秩序ヲ亂スコトヲ得ス

第三十一條　出品物品ヲ搬出セントスルトキハ本會ニ屆出ヲ搬出證ヲ受クヘシ

第三十二條　出品物ハ閉會後五日以内ニ建物及工作物ハ十日以内ニ撤去シ之ヲ搬出シ土地ヲ原形ニ修復スヘシ

前項期日間ニ撤去ヲ爲サヽルトキハ本會ニ於テ執行シ其費用ヲ出品者ヨリ徵收スヘシ

試驗所記事

二　石綿の泡による絹糸精練法

瑞西國バーゼル市のシュミット氏により案出せられた最も新しい精練法である。其大要は石綿溶液に絹を浸漬する代りに石綿浴の上部に裝置せられた回轉し得る棒に絹糸を掛け絶わず下から石綿泡を立たせ是れに接觸せしめて精練する方法であつて「フォーム」法と呼ばるゝ。

電氣の傳導を良くして精練時間を短かくする爲石綿に結晶曹達又は硅酸曹達を加へる方法が

© Kyozomekai

較を列擧するに次の樣である。

一、「フーオム」法によりたものは從來の精練法によるものと同樣の結果を得、然して纖維中に殘留する石綿の量は少なく練減りは少ない。

二、「フーオム」法によるものは精練完全であつて透徹に行はる。

三、硬水の作用を受くる事從來の方法によるものより少なし。

四、絹を石綿、脂肪質又は他の藥品で處理しそして後の狀況が良いとするならば「フーオム」法を用ふる必要はない。

五、纖維の强力、彈力及增量、染色に對する性質は石綿精練浴で行ふたものと同一である。

六、「フーオム」法により精練したものは手觸り及光澤は共に佳良であつて、精練中纖維の動搖少なき爲め後の工程に取扱ひ易し

◆精練後生地に生ずる「ムラ」を除去する方法

絹帛を精練したる白生地に白色の「ムラ」を生ずるは往々見る所にして染色其他の加工を施す時は更に著しく「ムラ」を現出す然れども絹帛の漂洗する間は之を發見し難く乾燥後に至りて判明するものなれば當業者も知らず識らず多量の損失を招く恐れありて中には之を除去し難きものと見做すものあれども左の方法を用ゆる時は容易に除去するを得る其方法左の如し

第一　工程絹帛を精品炭酸ソーダの稀薄なる温溶液に浸漬し、少時間放置したるのち之を水洗す

第二　工程純醋酸の稀薄溶液に漬け込み數時間放置し後水洗す（然れども工業用の醋酸は不純物の混合せらるゝものなれば之を用ゆるも其効なし）

參考　この「ムラ」を生ずる原因は漂白劑又は增量劑を使用するに依て起るもの

廣告

發明品特許
實用新案
商標意匠
出願事務取扱　辯理士　新實芳太郎
京都市室町丸太町下ル

辯護士開業
民事
刑事
特許
取扱
事務所
酒見新一
京都市上京區寺町丸太町下ル
電話上二六四七

絹綿布毛斯寫染
白上ゲ用胡粉代用
（壇化舊士）白色染料
友仙着尺柄末糊配合白上ゲ染
亞鉛末代用ヨ印純白鮮明染上
絹綿布毛斯生地增量兼染付用
紋羽二重地模樣摺上染出シ用
昨春輸入以來白上ゲ鮮明且經濟ナル原料ニテ意外ノ好評ヲ博シ多量ノ御注文ヲ御取引ヲ願居候何卒各位御試染ノ上御用命願上度染法配合說明書進呈仕其他詳細ナル染法ハ御會談見本品御送付申上候

友仙着尺水色糊配合淨上ゲ染
紋染糊配合淨上ゲ式捺染仕上
友仙更紗糊粉摺代用兼伏糊用
其他各應用法

兩面寫地染カセインゴム糊（新入荷品）
絹綿布毛斯輸友禪着尺小紋染亞鉛末及ビ紋染用糊就至フラ細微純白ニシテ兼彩ノ如ク染料配合上鮮明ナル色素、染上色艷豐ニシテ使用ニハ鞠切レ至フラ宜クシテ家ノ糊ノ如タ太ラズ糊ヘタリセズ地色寫ノ如キ表裏同一色ニ染付キ水洗脫糊速ヤカニ友禪着尺地小紋柄ノ如キニハ一大進化實用ト經濟ヲ發ネタル優越品ナレバ各位御試染ノ上御採用アラン事ヲ併セテ御願可申候

京都市三條通堀川東入
住　竹谷染料店
電話中三八一番
振替口座大阪九五二三番

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

第二百二十二號
發行兼編輯人　野野村恭
印刷人　森本玄次郎
京都市東堀川竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第十五號

左記ノモノ職工徒弟名簿編綴シ登記ノ手續ヲ了レタリ此　公示

大正十四年七月二十五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

茶染部員　木村勘兵衛殊弟
〃　〃　湯淺トミエ
〃　〃　荒川善三郎
友仙染部員　森山之助
〃　〃　西田豊二郎

◆公示第十六號

左記ノモノ組合員第十六條ニヨリ屋號表約ヲ解除セリ此旨公示

大正十四年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

木紋染部員　渡邊七弟
〃　〃　山本彌一郎
〃　〃　藤岡市郎

雜錄

◆毛斯輸工場工賃店

現下の不況甚だしきより之に毛斯輸友仙の不況甚だしきは救濟を求むるの方法としては販賣店に對し機械染工場に注文する數量を制限し手染工場への注文數量を多からしめ間接に職工賃を計を援らんとす原因は機械染に關する諸種の弊害を擧げ工業組合に對し賃金の値下げを要求したりしが其結果大阪モスリン同盟會に於ては職工側は之に滿足せず更に進捗の要求書を提出したり

◆毛斯輸友仙の不況甚だしきより之に救濟を求むるの方法としては販賣店に對し機械染工場に注文する數量を制限し手染工場への注文數量を多からしめ間接に職工賃を計を援らんとす原因は機械染に關する諸種の弊害を擧げ工業組合に對し賃金の値下げを要求したりしが其結果大阪モスリン同盟會に於ては職工側は之に滿足せず更に進捗の要求書を提出したり之に對し同盟會は後日の回答を約したるも十分なる解決法を見出し得ざれば或は紛糾をして增々大なる恐れあり

御回答書

一般商況不振ノタメ機械染友仙發達ノタメ手染友仙ハ非常ナル打撃ヲ受ケ且從業者諸君カ困難ニ陥ラセラレツヽアル實狀ニ付テハ御同情ニ堪エサル處ニ有之候

因テ其ノ救濟策トシテ我等當業者ニ於テ一時捺染友仙製染ノ販賣ヲナサヽル樣御申込有之候ヘ共今俄ニ之レカ製品販賣ヲ中止スル如キハ我等當業者ノ到低堪ヘサル處ナルヲ以テ此ノ御要求ニハ應シ難キモ左ノ方法ニヨリ諸君ノ目的ヲ達セラルヽコトニ盡力致スヘク候

一、手染友仙カ捺染友仙ニ比シ圓柔精巧ニシテ且品質染色共ニ優良ナルコトヲ一般需要者ニ宣傳スルタメ適當ノ機關ヲ設ケ其ノ費用ハ工場主ト諮リ共ニ販賣業者ニ於テ負擔スルコト

二、捺染友仙ノ內但製造品ハ之ヲ排斥シ友仙モスリンノ聲價ヲ傷ツケサルニ勉メコト

三、手染友仙從業者ノ考案セル意匠圖案ヲ捺染友仙ニ盜用スル如キハ絶對ニ之ヲ防止シ工場主ト協議ノ上適當ノ對策ヲ講スルコト

四、京阪ニ於ケル手染友仙從業員ノ失業者諸君ニ對シテ大ニ同情スルヲ以テ之ニ救濟方法ヲ工場主及官廳ト共ニ考究スルコト

以上ヲ以テ御要求ノ趣旨ヲ達成スルコヲ得ハ幸甚ニ御座候何卒我等ノ衷情御諒察ノ程悲願ニ堪ヘス候

大阪モスリン同盟會

全國モスリン手染友仙宣傳聯合會御中

右の如く販賣店の答書に對しては職工側は滿足する能はず更に左の要求書を提出したり

要求書

大正十四年六月二十日大阪織物同業組合事務所ニ於テ大阪毛斯輸同盟會ニ於テ左記ノ如キ要求書ニ依レハ手工友仙從業者カ機械捺染業ニ爲メ死活ノ境遇ニ有ル實狀ニ御同情ヲ賜リ候段恭深謝候

一、ノ項目ニ關シテハ何卒一般需要家ニ手工友仙ト捺染友仙トノ識別出來得ヘク宣傳ニ御盡力下サレ度候

二、ノ項目ニ付テモ異論無之何卒美術手工友仙ノ眞價ヲ保持增進スヘク是又御盡力下サレ度候

三、ノ項目ニ付テハ商道德向上禁歸ノ爲メ是非共ニ御盡力願度且ツ工場主ト協議云々トアルヲ工場主及聯合會ト協議ノ上適當ノ方策ヲ講スル事ヲ記入願度候

四、ノ項目中「京阪ニ於ケル手染友仙從業者トアルヲ全國手染友仙從業者ト改メラレタシ」尤ニ御同情ヲ以テ之ニ救濟方法ヲ御考究下サル事ニ就テハ左ノ方法ニ依テ我等數万人ノ手染友仙從業者ヲ御救濟下サレ度候

（イ）此ノ際物質的ノ與給ニ依ル救濟ヲ受クルヨリハ永遠ノ安定ヲ得ル爲メ永遠ニ職業ヲ與ヘラレヽ事ヲ希望ス

（ロ）需要ト生產ト伴ナハサル爲メ一般毛斯輸取扱者ニ於テモ相互ニ迷惑ヲ感セラレツヽ有ル事ヲ見聞スル者ナリ依テ生產過剩ヲ防止シ毛斯輸友仙ノ眞價ヲ保持增進スル爲メ手染友仙ト捺染友仙トノ加工制限カ必要ニ付捺染業者ノ加工種類ハ左記ニ依ルコト

（ハ）捺染加工ハ柄ニ於テ手染ニテ出來サル筋物ニ限ル事

染色ニ於テ一色タル事

以上ヲ以テ要求ノ趣旨ヲ達セラレ度存シ候ニ付何卒御聞届下サレ度奉願候也

大正十四年六月　日

大阪毛斯輸手染友仙宣傳聯合會

全國毛斯輸同盟會御中

右の問題に就ては大阪商工會議所代表者川崎助太郎氏申請に立つて鈴鹿の勞を煩られつゝありしが其に左の條件の下に去る二十日双方の協定なりしと目出たき事なり。

一、手染捺染の識別宣傳は適當の機關を設けるその費用は工場主回屋負擔とする

於テ大阪毛斯輸同盟會ニ於テ左記ノ如キ要求書ニ依レハ手工友仙從業者カ機械捺染業ニ爲メ死活ノ境遇ニ有ル實狀ニ御同情ヲ賜リ候段恭深謝候

（一）ノ項目ニ關シテハ何卒一般需要家ニ手工友仙ト捺染友仙トノ識別出來得ヘク宣傳ニ御盡力下サレ度候

（二）ノ項目ニ付テモ異論無之何卒美術手工友仙ノ眞價ヲ保持增進スヘク是又御盡力下サレ度候

（三）ノ項目ニ付テハ商道德向上禁歸ノ爲メ是非共ニ御盡力願度且ツ工場主ト協議云々トアルヲ工場主及聯合會ト協議ノ上適當ノ方策ヲ講スル事ヲ記入願度候

（四）ノ項目中「京阪ニ於ケル手染友仙從業者トアルヲ全國手染友仙從業者ト改メラレタシ」尤ニ御同情ヲ以テ之ニ救濟方法ヲ御考究下サル事ニ就テハ左ノ方法ニ依テ我等數万人ノ手染友仙從業者ヲ御救濟下サレ度候

（イ）此ノ際物質的ノ與給ニ依ル救濟ヲ受クルヨリハ永遠ノ安定ヲ得ル爲メ永遠ニ職業ヲ與ヘラレヽ事ヲ希望ス

（ロ）需要ト生產ト伴ナハサル爲メ一般毛斯輸取扱者ニ於テモ相互ニ迷惑ヲ感セラレツヽ有ル事ヲ見聞スル者ナリ依テ生產過剩ヲ防止シ毛斯輸友仙ノ眞價ヲ保持增進スル爲メ手染友仙ト捺染友仙トノ加工制限カ必要ニ付捺染業者ノ加工種類ハ左記ニ依ルコト

（ハ）捺染加工ハ柄ニ於テ手染ニテ出來サル筋物ニ限ル事

染色ニ於テ一色タル事

以上ヲ以テ要求ノ趣旨ヲ達セラレ度存シ候ニ付何卒御聞届下サレ度奉願候也

大正十四年六月　日

大阪毛斯輸手染友仙宣傳聯合會

全國毛斯輸同盟會御中

右の問題に就ては大阪商工會議所代表者川崎助太郎氏申請に立つて鈴鹿の勞を煩られつゝありしが其に左の條件の下に去る二十日双方の協定なりしと目出たき事なり。

一、手染捺染の識別宣傳は適當の機關を設けるその費用は工場主回屋負擔とする

二、捺染業者に於テ三千圓以上五千圓ノ賠償金ヲ提供する

一、失業救濟は友仙工場が團結に納めてゐる染賃の三分成は五分を積立てその不足額は捺染友仙一反ニ割當ヲ同屋側が負擔補ふ

◆別項規則の下に圓崎商品陳列館に於て展覽會開催せらるゝに就き出品希望者は規則熟覽の上當組合へ申込まるべし

京都市工藝品展覽會ノ目的及方法

一、本市內ニ於テ生產スル左記工藝品ノ改善發達ヲ期スル爲市主催ノ下ニ京都市工藝品展覽會ヲ開催ス

織物、染色物、刺繍、系物、陶磁器、漆器、金屬品、人形、扇子團扇、木竹製品、小間物化粧品、

二、左ニ掲クルモノハ出品スルコトヲ得ス

一、製作後三年以上ヲ經タルモノ

二、官ヲ公私博覽會、共進會、展覽會ニ出品シタルモノ

三、風致ヲ害スル虞アルモノ

三、會場ハ圓崎公園市立商品陳列館トシ會期ハ大正十四年十月十五日ヨリ同十一月十五日マテトス

四、出品方法ハ左ノ如シ

一、出品希望者ハ所定ノ出品申込書ヲ大正十四年十月一日マテニ出品者所屬組合ヲ經テ市役所勸業課ニ差出サヽヘシ

二、出品物ハ開會二日前ニ出品者ニ於テ陳列裝飾ヲ了セラルヘシ

三、出品物ハ所定ノ出品札ヲ添付セラルヘシ

四、出品點數ハ一人ニ付三點以內トス

五、出品物ハ總テ之ヲ審査スル但シ特別ノ理由アルモノハ審査ヲ辭退スルコトヲ得

審査員ハ市長之ヲ嘱託ス

審査手續ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

六、審査ノ結果優秀ナル作品ニ對シテハ左記四種ノ賞狀ヲ授與ス

一等、二等、三等、賞狀

同一人カ數個ノ賞狀ヲ受クヘキ場合ニハ最高ノ評點ヲ得タル出品物ニ對シテノミ授與スルモノトス

七、出品物ノ陳列販賣有望買約ヲ圖ス、事務ハ市役所勧業課員ノ指示ノ下ニ各組合當局者ニ於テ出品者ニ代リ之ヲ取扱フモノトス

八、出品物ハ開會中搬出スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得ナル事由アルトキハ特ニ承認ヲ受ケラルヘシ

九、出品物ノ保護ニ關シテハ市ニ於テ相當ノ注意ヲ盡スト雖トモ天災地變失火盜難其ノ他ノ原因ニ依ル亡失毀損汚染等一切ノ損害ニ對シテハ其ノ責ニ任セス

◆糸屑色染部役員會　去る二十一日午後七時より役員會を開き近來絹物界の流行變遷は速かにして之に應じて其流行色を適當に染出すは困難につき部は一般同業者のために標本を作成し之を使用せしむる方針を立て各商店側の賛同を經て之を實行することゝし之れが專任委員十名を設け一切の權限を委ね當秋より第一回製本を發行し以後は部の事業として之を繼續せしむるの決議をなしたり其委員は

池田伊三郎　小倉芳之助　新　仁三吉
高橋清三郎　青木　末吉　早崎　嵩三
藤原定次郎　高岡　釜吉　木下鹿次郎
藤村松之助

◆明年度カラ實施ノ健康保險法施行勅令案要旨

來年度カラ實施スル豫定トナツテヰル健康保險法ノ施行勅令案ハ日下内務省法令審査會ニ於テ審査中ダアルガ該案ハ可ナリ尤大ナモノデアリ勞働中ニ差掛ツテヰルノデ之ガ審了ヲ終ルハ今後相當ノ日子ヲ要スル可ク勞働保險調査會ニ之ヲ附スルハ秋頃トナル見込デアルト而シテ該施行令ハ左ノ如キモノデアル

健康保險法施行令要旨

第一、本法第二條第二項ニ基ク賃金給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及評價方法　第三條第二項ニ基ク標準報酬ニ關スル事項

(一)報酬中賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノヽ範圍ハ「勞務ノ對價タル性質ヲ有スル經常的ノ給與」ニ限定シ臨員以外ノ者ノ賞與ハ之ヲ除外ス

(二)賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノヽ中實際ニ於テ支拂ハレタル賞與ハ之ヲ除外ス

(三)標準報酬ニ關シテハ其單位ヲ日額トシテ實際取扱ノ便宜上三十錢乃至四圓ノ十三級ニ分フ

(四)右標準報酬ノ實際類ト近接セシムル爲ノ原則トシテ毎年一回定期ニ改正スル事

第二、本法第十二條ニ基ク政府事業ニ使用セラルヽ者ニ對スル本法ノ適用ニ付テノ特例

(一)官業ニ付テモ健康保險組合ヲ設クル場合トシテ一般保險官署ヲ保險ヲ行フ場合アル事ハ一般事業ト同樣ナルカ其イツレノ場合デモ事業主ノ報告並ニ文書提出義務及ヒ其違反ニ對スル制裁規定、第八條、第八十八條、保險組合ノ强制設立ヲ命令及ヒ其規約ノ認可ニ關スル規定（第三十一條、第三十二條其他）第五十九條第八十九條ノ適用除外

(二)政府ガ事業主ナル場合ハ事業主トシテ爲スヘキ行爲即チ任意包括加入（第二十九條）同資格喪失（第十九條）及組合設立（第二十九條）ハ其ノ事業ノ所管大臣之ヲ爲ス事

(三)政府ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立スルトキハ（一）隔檢及ヒ其ノ違反ニ對スル罰則（第九條、第八十九條）ト二以上ノ事業主ガ共同シテ組合ヲ設立スル場合ノ規定（第二十八條）ノ適用除外（二）組合規約變更ノ認可及組合登録事務（第三十六條乃至第三十九條）ハ事業ノ所管大臣之ヲ行ヒ（三）保險料其他徴收金ノ賦課又ハ徴收處分ニ不明アル場合ノ救濟方法ハ所管大臣ニ於テ特別ノ規定ヲ爲ス事

(四)官業ニ使用セラルヽ者ガ本法ニ規定スル保險事故ノ生シタル場合ニ他ノ法令ニ基イテ健康保險法ニ規定スルト同種ノ給付ヲ受クル場合ニハ之ト重復スル部分ノ保險給付ヲ爲ス事

第三、本法第十三條但書ニ基ク「本法ノ被保險者タラサル臨時使用人ノ範圍」

一、四十日以下ノ期間ヲ限リ使用サルヽ者
二、人夫供給契約ニ基キ勞務ニ服スル者
三、試ニ使用セラルヽ者
四、右ノ外事業ノ性質、土地ノ習慣ニヨリ主務大臣ノ指定スル者

第四、本法第二十條ニ依ル被保險者タル資格喪失ノ確認ノ請求ノ範圍　被保險者ノ資格喪失ノ確認ノ請求ハ被保險者ノ使用セラルヽ事業ノ所管大臣ニ之ヲ爲スヘキモノトス

第五、同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルヽ被保險者ノ歸屬（本法第四十條ニ依ル命令）

第六、本法第四十一條ニ基ク保險組合ニ關スル事項

(一)組合ノ管理ニ付テハ其決議機關トシテ組合會ヲ設ケ其執行機關トシテ理事ヲ置ク事

（イ）組合會議員十二名以上、議員ハ事業主ノ指名シタル者トヨリ被保險者タル組合員ノ互選シタル者トヨリ成リ原則トシテ各半數トス組合ノ管理ニ關スル重要事項ハ必ス組合會ノ議決ヲ經ル事、而シテ議員ノ資格、定數任期及選擧ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ定メシムル事

（ロ）理事、組合會ノ議員中カラ三人以上ヲ互選スルコト、ソノ内一人以上ハ事業主側ニ關スル者之ニ當ル事

(二)組合ノ財務ニ付テハ毎年事業年度ノ剩餘金ハ組合總支出ノ前三ケ年ノ平均額ノ半ニ達スル迄之ヲ準備金トシテ積立タル事、組合ノ缺損ノ場合ハ二年以内ノ期限ノ長期借入金ヲ爲ス事ヲ許ス事

準備金ノ利用方法ハ郵便貯金又ハ確實ナル銀行預金及國債證券又ハ公共團体ノ債券ノ所有ニ限定ス

(三)組合ノ分合ニ付テハ議決權總數ノ四分ノ三以上ノ議決ニヨリ主務大臣ノ認可ヲ要ス、又分割ニ依テ生スル組合ハ員數三百人以上ヲ要スル事、組合ノ分合ニヨリ舊役員ガ新役員ニ事務ノ引繼ヲ爲スハ分合ノ認可後十日以内トス

(四)組合ノ解散ニ就テハ組合ノ事業ノ繼續困難ニ陥リシ場合ト組合員ガ當時三百人未滿トナツタ場合ニハ組合員ノ議決權總數ノ四分ノ三以上ヲ以テ決議シ主務大臣ニ認可ヲ受ケテ解散スル事

◆輸入染料數量　本年五月中神戸港に輸入せられたる人造染料數は左の通り

アニリン染料

國別	數量	價格
	五月中	五月中
英吉利	六七、〇〇〇瓩	一〇一、〇〇〇圓
佛蘭西	三五、五〇九	四七、二〇六
獨逸	五六、六五五	一〇九、九七四
瑞西	五三、五八五	一六、六六〇
計	二〇四、八八三	三一五、七四五

アリザリン染料

國別	數量	價格
獨逸	四、三〇〇	四八、八〇一
佛蘭西	四三、一四五	八三、四二五
獨逸	一二、一六〇	二一、八〇〇
瑞西	七、〇九二	七八、三二七
計	一三二、〇〇二	二三二、三五三

人造藍（粒狀）

國別	數量	價格
北米合衆國	一五、八五七	五、三一七
北米合衆國	五、〇〇〇	一一、三一〇

人造藍（粉狀）

國別	數量	價格
大阪港輸入染料高	五月中	五月中
アニリン染料		
獨逸	六六三瓩	六六三圓

備考大阪港其他染料のインヂゴなし

◆新染料ラオニンプ及ンWエキストラと稱する染料に對し其說明を求め東京淺草瓜田原町一丁目藍鮫染料店より

リオニンブラウンWエキストラ

此染料は酸性染料の茶色として絹、毛の浸染に適し最も應用廣く且に適する焦茶色を染むるに缺くべからざる有用なる染料なり

染法も簡易にして普通酸性染料染法を以て容易に染色し得られ他の各種染料と配合するもの等の支障なく捺染に使用され、浸染したるものを擦色劑にて其色を得るものにして日光及酸に對し堅牢なり

（絹百匁につき）

染浴に微温湯を準備し染料及ひ酸を熱湯にてよく溶解しおき酢酸二匁を共に染浴に加へ撹め混したる染生地を繰り入れ徐々に繰り返しつゝ温度を高め攝氏八十度位に三十分間染ひ。尚吸取遲き場合は百倍の水に薄めたる稀硫酸二匁を加へて充分吸收し適當の色を得たる後引揚げ水洗す

モスリン　毛糸染法（毛百匁につき）

モスリン又は毛糸は撚め充分湯に浸しておき然る後染色にかゝるものなるが油氣を含びるものは水一升につき二匁位のアンモニアを加へる温染に二十分間浸して作用に耐へ抜いて撚しる

© Kyozomekai

水で稀釋の如く染料三匁を入れ煮沸し染液に加へ絹撚糸を入れ五分間煮沸し染液を高めて三十分後湯槽に至らしめ其まゝ十分間煮染めして充分吸收したる後引揚げ水洗す

◆實用新案　組合員竹山菊治氏は左記の通り染色用型紙及染型の二法に依る實用新案特許出願中なりしが近々本許可の指令ある筈なりとて本人より申出で居れる所の左の如し

染色用型紙

紙圖面ノ略解　圖面ニ示ハ本案染色用型紙ニシテ第一圖ハ一部分ヲ例示シテ示ス全体ノ平面圖第二圖ハ(A)ノ一部分ニ於ケル横斷面ノ擴大圖ナリ（圖面略ス）

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領　本案染色用型紙ハ適當ノ强靭糸ノ數枚（ロ）ヲ交互ニ其横線ノ方向ヲ縱横ニ貼合セタルモノヽ表裏全面ニ護謨膠ヲ塗布シ之レニ適當ノ模樣（ハ）ヲ切抜キタルモノナリ從來紙ヲ縱横ニ貼ノ合セタルモノヽ型模樣ヲ切抜キ之レナルモノヽ之レハ「セルロイド」溶液ヲ塗布シタルモノハ公知「セルロイド」ハ撓ミ易ク微細ナル模樣ノ部分ハ特ニ折レ易ク且ツ「セルロイド」ハ温度ノ小變化ニ伴フテ伸縮著シキ爲メ一定ノ平面ヲ保チ難ク染物ヲ密着セザル不完全ナルヲ以テ往々折レ又「セルロイド」ノ生ジ易キ爲メ糊料又ハ染色ハ其「キヅ」ノ間留スル缺點アリ然ルニ本案ハ上ノ如キ構成ヨリ成ル型紙ナルヲ以テ彈力ヲ有シ且ツ前ノ如何ニ拘ラズ模樣ヲ切抜クトキハ容易ニ又ハ折レル等ノ憂ナク又護謨膠引ノ爲メニ如何ニ乾燥シタリト雖モ「ハ」ノ「キヅ」ヲ當ニ柔軟性ヲ保チ型模樣ノ一部ヲ「ハ」ト更ニナラズ紙面ノ摩擦ニヨリ型紙ニ吸收セラルヽコトナキヲ以テ型紙洗ヒヲ容易迅速ナラシムル爲メ次回ノ使用ニ差支ヲ來ナキモノニシテ上記ノ公知ナル「セルロイド」塗布セル型紙ニ於ケルガ如キ缺點ヲ除ク久性ニ富ム型紙ナリトス

實用新案ノ範圍　圖面ニ示ス如キ適當ノ紙數枚（二枚以上）ヲ交互ニ其ノ横線ノ方向ヲ縱横ニ貼合セタル染色用型紙ニ於テ之ガ表面全面ニ護謨膠ヲ塗布シ形成セシメタルモノニ適宜ノ模樣ヲ切抜キタル構造

染型

圖面ノ略解　第一圖ハ全体ノ平面圖第二圖ハ第一圖ノ(A)(1)線ニ於ケル横斷面圖第三圖ハ一部斷面ノ擴大圖ナリ（圖面略ス）

實用新案ノ性質、作用及効果ノ要領　本案染型ハ全面ニ無數ノ透孔ヲ設ケタル適當ノ平板(1)ノ一面ニ直匠的ノ凹模樣(3)ヲ形作ル樣透孔ヲ通シテ强靭糸(2)ヲ張設シテ成ルモノナリ其ノ目的トスルトコロハ直匠的凹模樣ヲ有スル染型ニ至極簡易ニ作リ且ツ一部ノ模樣ヲ必要ニ應ジテ增減シ得ル至極輕便ナル染型ヲ作ルナリ

登錄請求ノ範圍　圖面ニ示ス如キ全面ニ無數ノ小透孔ヲ設ケタル平板(1)ノ一面ニ凹模樣(3)ヲ形作ル樣張着シテ成ル染型ノ構造

試驗所記事

一、鍋を用ふる絹の增量法

イ、準備工程

絹糸に增量法又は染色を施すには充分精練を施さねばならぬ。精練法を化學的立場から見ると簡單なものであるが實際には細心の注意と熟練を要するものである。精練法の缺點は後の染色に惡結果を來たすものである。絹の膠質物即ちセリシンを除くには石鹸の温溶液に浸漬すればよいので膠質物は徐々に膨脹し水に溶解する、そこで良く水洗して膠質及石鹸を洗ひ落すのである。精練方法は多少異たるものもあるが普通の方法は次の如くする。

絹糸を木棒に通じ石鹸溶液を盛りた精練釜に掛け華氏百九十度から二百度に熱し時々絲返すのである　又木綿の代りに麻袋に絹糸を入れて精練釜に入る人もある。石鹸はオリーブ油製のものを撰ぶが普通であつて絹の重量の二割から二割半を用ふる。二十分程煮ると膠質物は溶解して絹素即ちフイブロインが表はれ始めるから引揚げて水洗し第二浴に移す。此釜には絹初に用ひた石鹸の量の約半分量を追加し温度は前の通りにして約三十分間煮る。

ロ、絹質質の除去が緊要

第二浴を終れば第三浴に移す。此浴も石鹸を用ひ最後に温湯を以て全く石鹸氣の無くなる迄洗ふのである。精練に用ひた石鹸浴で膠質物の少しか溶けて居らぬものは新しく石鹸を補充し續いて使用に供し得らる。例へば第二浴に石鹸を適當に添加して第一浴とし第三浴を第二浴に使用するが如きである。

以下二三の方法は必要のものであるが屢々實行せられない事がある。夫れは三浴精練を二浴に短縮し各浴の時間を延長する。又經濟より考へて石鹸を洗曹達の混液を用ひ或は洗曹達のみさへ用ひらるゝ事もある。染色及增量を行ふ絹糸は膠質物を全く除去するを緊要とす。膠質物の殘留は回復し難い因難を引き起す原因となる故に其の除去に就ては充分の注意を以て行ひ絹糸の光澤及染色性を害せぬ樣せねばならぬ。往々生糸には石灰分の痕跡を含びを以て其樣な糸は精練前除去するを要す。是は糸を稀鹽酸液（トヲドル一度位）に二三時間浸漬して水洗すれば鹽化石灰となり容易に除去し得らる。絹糸に殘つた酸氣は薄ひ炭酸曹達の冷液に通じて中和すればよい。茲に基も注意を要するは精練工程中絶て軟水を使用せねばならぬ事である

ハ、捲膠せぬ樣注意

絹糸は湯煮浴で所理してはならぬ其光澤を減損するのみならず根極的作用を受けて染色性を傷ふ原因となる。手荒き取扱ひ、機械的に引張り過ぎたりは好ましくない。夫れが爲擦れ糸や裂け糸を生ず織物にして疵を顯はすは宜しくない。絹糸は外觀上滑かなものに見へるが實は少さな糸即ち「フイブリルス」と云はる、物から成立つている。是れは糸を圓徽鏡下に置き奇性曹達で處理すると見らるるものである。然し生糸を石鹸浴にて精練中に强く伸張し顯徽鏡下に持ち來たりて寛へば細い又は其何まれているのを容易に見得るであらふ是れ等は紡績の觀を呈する事がある。布に出來た時は補布したか裏の樣で往々發と見誤る。

熱を除いて他の色の絹糸を增量するには普通第二變化錫を用ふるものである。が此方法を簡單に說明するのは困難であ。絹糸を變化第二錫の冷液トヲドル五十三度一五十四度の内に浸漬すると錫の和當量を吸收する。浸漬後水洗し脫水する。水洗中に變化物は水によりて加水分解し錫の遊量は水酸化物となりて固著する。レイ氏は英國の工業化學雜誌に書を寄せて錫鹽が纖維内で加水分解し水酸化第二錫を生じ夫れが陶鹽化第二錫と結合して不溶解性鹽化物に變ずると述べられてある。

フイクター及ミュラー兩者は同雜誌に此現象を記述して絹糸は第一に變化第二錫と絹糸のアミノ酸相素とが加成化合物を造り是れが水洗に及

© Kyozomekai

び加水分解しアミノ酸と鹽素は水酸基によりて置換せられ絹糸は元の其体に復帰し再び硫化第二錫と結合するものであると。

最近フイクター氏は上述の説を確め自然酸鹽を加へて増量を行ふ時は水酸化錫と燐酸曹達との間にのみ作用して絹には関係しないと言ふて居る。けれ共此説に反對せねばならぬのは若し其説を正當とすれば、絹糸は硫化第二錫の溶液に浸漬し水洗又錫鹽に浸漬し水洗を反覆行へば増量の目的が達せらるゝ事になる。然し實際は出來難いのである。錫は先づ不溶塩物となして固着せしめた後でないと繊維は新しく錫鹽を吸收しない。此固著用として燐酸曹達又は硅酸曹達が普通に用ひられてゐる。鹽化第二錫の溶液に浸漬し水洗脱水して後燐酸曹達の冷溶液（トワドル十一度）中に三十分間處理する。次に水波脱水を行ふ。目的の増量を得るまで此工程を繰返し行ひ最後に硅酸曹達（トワドル十一度）の冷溶液中に三十分間處理し水洗して仕上げるのである。

（續く）

◆尺貫法改正　に就ては府に於ては調査員を嘱託し審議する處あり其結果は既に答申したるが府は之に基き大体の方針を定め其筋へ上申せられたり其中建目定量に改定を加へたるもの及其實行準備期日は左の通り

呉服太物類ノ普通ノ長サニ關スルモノ
反一シテ鯨三丈内外ニ沙ルモノヲ統一シテ
一二米トスル事
匹トシテ鯨六丈内外ニ沙ルモノハ
二四米トスル事
巻又ハ巻ノ三十ヤール内外ノモノハ
二五米トスル事
同五十ヤール又ハ百三四十ヤールノモノハ
五〇米又ハ百米トスル事
容量ニ關スルモノ
一合内外ノモノハ　二分
五合内外ノモノハ　一立
一升内外ノモノハ　二立
二斗、四斗内外ノモノハ　五十立トシ
二百内外ノモノハ　百立ニ改メ
一斤又ハ一ポンドノモノハ五百瓦又ハ一瓩ニ改メ
一貫内外ノモノハ五瓩又ハ十瓩ニ改メ
百斤又ハ十貫内外ノモノハ五十瓩又ハ百瓩ニ改メ
一万斤又ハ一噸ノモノハ瓩ニ改ム

實行準備期間ニ要スル時日

商品種類	最長準備期間
一　米穀商	五年
二　茶（和洋）	五年
三　菓子、砂糖、パン類	二年
四　牛乳及其製品類	二年
五　魚鳥、獣肉類	一年
六　乾物、塩魚類	二年
七　酒、醤油、酢、味噌類	五年
八　油（鯨物油、植物油）	二年
九　燃料（石炭、コークス、薪炭類）	三年
一〇　藥品工業藥品及鋼帶材料類	三年
一一　織物、染物類	五年
一二　糸類	三年
一三　綿類	三年
一四　木竹材類	五年
一五　土砂、石材、煉瓦類	五年
一六　畳、建具類	五年
一七　紙類	三年
一八　種苗類	三年
一九　薫物、線香類	二年
二〇　穀	一年
二一　清物、味噌類	一年
二二　罐詰類	一年
二三　金物類	五年
二四　經機類	二年
二五　鑄鐵	二年
二六　肥料	二年
二七　小間物、化粧品類	三年

以上準備ニ要スル時日ハ眼ニ概略ヲ示スモノニシテ、實行期ニ到テハ或ハ思ハザル困難ニ逢著スルヤウ期シ難シ、然レドモ當業者ノ努力如何ニ因リテハ意外ニ容易ナルモノヲ見ルモモ亦少ナカラザルベシ。

右準備期間計算ノ基礎トシテハ

一　當業者ノメートル法ノ會得

二　容器包装ノ改定

三　度量衡ノ準備

絹綿布毛斯寫染
白上ゲ甲胡粉代用
（擂化舊士）白色染料
友仙着尺柄末糊配合白上ゲ染
亞鉛末代用白印綿白鮮明染上
絹綿布毛斯生地増量發染付用
紋羽二重地模様摺上染出シ用
昨春輸入以來白上ゲ鮮明且經濟ナル原料ニテ意外ノ好評ヲ博シ多量ノ御注文御取引ヲ願居候何卒各位御試染ノ上御用命願上度染法配合説明書進呈仕其他詳細ナル染法ハ御會談見本品御送付申上候
兩面寫地染カセインゴム糊（新入荷品）
絹綿布毛斯綸友禅着尺小紋染亞鉛末及ビ抜染用糊就至ツテ細微純白ニシテ糊ノ如ク染料配合上鮮明ナル色素、染上上色艶豊ニシテ抜染用ニハ駒切レ至ツテ宜ク在來ノ糊ノ如ク太ラズ糊ヘタリセズ地色寫ノ如キ表裏同一色ニ染付キ水洗脱糊速ヤカシテ着尺地小紋洒ノ如キニハ一大進化實用ト經濟ヲ發ネタル優秀品ナレバ各位御試染上御愛用アラン事ヲ併セテ御願可申候
京都市三條通堀川東入
住　竹谷染料店
電話中三八一一番
振替口座九五一二番

廣告
發明品特許
實用新案
商標意匠
出願事務取扱　辯理士　新實芳太郎
京都市二町丸太町下ル
辯護士開業
民事
刑事　取扱
特許
酒見新一
事務所
京都市上京區寺町丸太町下ル
電話上二六四七

京都染物同業組合月報
第二百二十三號
発行兼編輯人　新野百慈
印刷人　森本文次郎
京都市油小路西竹屋町下ル
発行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第十七號

左記ノモノ職工徒弟雇傭契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了レタリ此ノ旨公示ス

大正十四年十月二十五日

京都染物同業組合組長　八木伊三郎

友仙染部員　丸尾博造職工　鵜飼松吉
〃　佐々木純三郎
〃　鶴山博三
〃　林善四郎
〃　長田外蔵
〃　川瀬久三郎
〃　西岡五郎助
〃　水野徳重
〃　岡部武至
〃　永田小市
〃　初田太郎
〃　金本俊蔵
〃　青木泰一
〃　日比野出雲之助
〃　野村竜次郎
〃　山口庄八
〃　華明清作
〃　川島宗吉
〃　青山勝太郎
〃　安藤子繁太郎
〃　尾高軍次
〃　水原
〃　小原要
〃　山口鶴吉
〃　野中明喜
〃　田中清吉
〃　山崎勇
〃　山崎勇
〃　櫻井次郎
〃　二柴次郎
〃　今井二仲吉
〃　今屋勇造
〃　長谷忠蔵
〃　川本ヨシ
〃　友村忠信
〃　田渕培
〃　和仁政雄
〃　東政太郎
〃　山田茂
〃　近藤磨次郎
〃　西田常次郎
〃　岡出音次郎
〃　岡出金太郎
〃　中村熊次郎
〃　田中利源
〃　中村惣内
〃　柴山彌右衛門
〃　金長熊
〃　河野義
〃　金斗熊治
〃　鶴政
形彫部員　木村廣良
〃　友村忠信
〃　野田精之助
〃　松浦又六
〃　山村徳松
友仙染部員　西島彌四郎
〃　岡出音次郎
〃　西田常次郎
〃　岡出金太郎
〃　中村熊次郎
〃　田中利源
〃　中村惣内
〃　柴山彌右衛門
〃　金長熊
〃　河野義
〃　金斗熊治
〃　鶴政
浸漬部員　田渕培
〃　和仁政雄
〃　東政太郎
〃　山田茂
友仙染部員　近藤磨次郎
〃　西田常次郎
〃　岡出音次郎
〃　岡出金太郎
〃　中村熊次郎
〃　田中利源
〃　中村惣内
〃　柴山彌右衛門
〃　金長熊
〃　河野義
〃　金斗熊治
〃　鶴政

◆公示第十八號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ屋傭契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十四年十月二十五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員　九山儀造職工　小山吉松
〃　静谷友之助
〃　東圭一
〃　朝倉政義
〃　森下宗次郎
〃　久世藤三郎
〃　小林民次郎
〃　門坂友市
〃　清水與三郎
〃　荒尾喜一
〃　田淵常三郎
〃　前川彌七郎
〃　吉川義吉
〃　廣瀬吉
〃　島田喜三郎
〃　中川末吉
〃　吉川捷吉
〃　岡島重助
〃　竹本穣次郎
〃　北川盛昌
〃　新藤嘉四郎
〃　松田市太郎
〃　西尾菊次郎
〃　杉江吉次郎
〃　橋本彌三郎
〃　矢城宗次郎
〃　樫原栄次郎
〃　中川壽三郎
〃　前田久雄
〃　吉田愛治
〃　森川市松
〃　上田武三郎
〃　橋本寛
〃　坂口熊之助
〃　宮川善吉
〃　宮田千代太郎
〃　川地仙吉
〃　川地平吾
〃　森松健次郎
〃　松浦勇吉
〃　東確一
〃　井澤富三郎
〃　林松五郎
〃　大鳥吾作
〃　大鳥六平
〃　野田初一
〃　西尾岩之助
〃　砂戸久太郎
〃　山口栄助
〃　白井息次郎
〃　山本要
〃　室田東吉
〃　平野次作
〃　長谷新三郎
〃　荒木孝
〃　吉村山太郎
〃　栗木美手
〃　安藤音次郎
〃　山田芳太郎
〃　西村小三郎
〃　竹本穣次郎
〃　佐々木健三郎
〃　小林栄次郎
〃　初田英一
〃　佐々木健次郎
〃　吉川捷次郎
〃　巳田寅之助
〃　水谷繁次郎
〃　谷口彌三郎
〃　大杉繁次郎
〃　中島喜三郎
〃　北村重義
〃　大村金十郎
〃　野村豊太郎
〃　佐々木健次郎
〃　吉川捷次郎
〃　砂戸久太郎
〃　山口栄助
〃　白井息次郎
〃　松村鶴松
〃　山本要
〃　室田東吉
〃　安田寅吉
〃　鳥山博三
〃　間所伊太郎
〃　山崎勇
〃　二柴次郎
〃　櫻井次郎
〃　今井二仲吉
〃　今屋勇造
〃　長谷忠蔵
〃　川本ヨシ
〃　友村忠信
〃　田渕培
〃　和仁政雄
〃　東政太郎
〃　山田茂
〃　近藤磨次郎
〃　西田常次郎
〃　岡出音次郎
〃　岡出金太郎
〃　中村熊次郎
〃　田中利源
〃　中村惣内
〃　柴山彌右衛門
〃　金長熊
〃　河野義
〃　金斗熊治
〃　鶴政

◆公示第十九號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付キ定款第十七條ニヨリ組合員ニ於テ懲使スルコトヲ停止ス

大正十四年十月二十五日

組長　八木伊三郎

小紋染部員　山田幸吉徒弟　山口庄太郎
友仙染部員　中川末吉〃　井上吉蔵

雑録

◆模様染徒弟競技會　去る十日午前十一時同競技會褒賞授與式を挙行す府知事代理市長代理商業會議所會頭代理を始め各部聯合部役員出席の上審査總長佐々市立試驗場長の審査報告に次て千葉市長代理は褒賞状を松尾會議所會頭代理は賞品を各授與し終りて知事代理の告辞演説市長會頭の告辞祝詞あり組長八木伊三郎氏の挨拶より受賞者總代小林房次郎の答辞を以て閉會した

審査報告

本回出品總數百五十點今之レカ審査ヲナスニ當リ其工程ニ關スル諸種ノ技術ニ注意シ模細ニ渉リ審査セルニ其成績概シテ良好ナルモ尚ホ研究ノ餘地アルハ勿論ナリ今其結果ニ標リ授賞セルモノ左ノ如シ

一等賞　一名
二等賞　六名
三等賞　十六名
褒状　二十名

以上授賞アランコヲ申請ス

大正十四年十月十日

審査長　佐々政吉

市長告辞

模様染ノ業タル手腕ノ技能ナル技工トナ要シ之ニ練磨ニ相當ノ歳月ヲ要スルモノアリ本組合ハ夙ニ愛ニ留意シ毎歳競技會ヲ開催シ之カ奬勵ニ努メラルル之向ニ緩宜ニ適セル美挙ニシテ斯業ノ爲其ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ然リト雖モ世運ノ趨勢ハ社會百般ノ事物ニ影響シ之カ革新ヲ要スルモノ多ク生活様式ノ變化ニ伴フ趣味ノ變遷亦尠カラス昔ノハ講習カ審

© Kyozomekai

會ノ結果ハ鋭ク研究、奮研鑽努力以テ斯業ノ發展ニ勉ムレンコトヲ一言以テ告辭トス

大正十四年十月十日

京都市長　安田慧之助

商業會議所會頭告辭

京都染物同業組合ハ本日ヲトレ模樣染部第十九回發會式ヲ挙行セラル誠ニ慶賀ニ堪エサルナリ　抑染物ハ本市獨特ノ技トレタ古來ヨリ其名聲宇内ニ冠タリ然ハ近時染色事業ノ発興ノ伴ヒ京染ノ伝統カ無ク他ノ侵ス所トナラントスルノ傾向アルハ深ク憂慮トスル所ナリトス幸ニ本組合員ニ鑽ミル所アリ屢々技ヲ開發シ斯業ノ向上發達ヲ期セラレントス誠ニ機宜ノ措置ト言フヘシ翼クハ授賞者諸君本日ノ成ニ安セス克ク時代ノ相ヲ看取スルト共ニ社會ノ趨勢ニ思ヲ致シ益々無勝努力ヲ以テ技ヲ磨キ斯業ノ隆昌ヲ期セラレンコトヲ一言以テ告辭トス

大正十四年十月十日

京都商業會議所會頭　濱岡光哲

大正十四年模樣部第十九回徒弟齢技會授賞者氏名

一等賞　小林房次郎

二等賞　中島清太郎

〃　杉原治一郎

〃　木原長三郎

〃　猪谷昂見

〃　河崎宗一

〃　藤野春雄

三等賞　田畑長三郎

〃　長谷川佐吉

〃　小林常次郎

〃　中川次郎

〃　松本宗一郎

〃　橋本晴之助

〃　高山徳三郎

〃　苗村留蔵

〃　田中好雄

〃　寺島健三

〃　山田武雄

〃　武藤一朗

〃　竹原松太郎

〃　高島正吉

〃　村田順一

〃　山本芳太郎

〃　東根田善一

〃　賀木德二

〃　高田豊次郎

〃　佐野三之助

〃　吉川秀次

〃　上田東五郎

〃　下里芳太郎

〃　原久勝

〃　山口英三

〃　西川藤吉

〃　高谷萬八郎

〃　村上範二郎

〃　野々村清

〃　吉井重夫

〃　高橋梅之助

〃　吉田藤一

〃　青谷秀之助

〃　初田精一

〃　澤元義昌

〃　川上勇三

◎輸入染料數量　本年六月七月兩月に渉り神戸港へ輸入せられたる各國染料數量は左の通りなり

アニリン染料

國別	數量	價格
	（六月中）	
英吉利	瓩	圓
佛蘭西	一四、四〇〇	一七、六〇八
獨逸	六〇、三二一	二四、六七五
瑞西	一八、九五二	三一、九六六
北米合衆國	二、四三一	四七、六四三
計	二八、二四一	三三、五六六

アリザリン染料

國別	數量	價格
	（六月中）	
獨逸	四二、瓩	二、〇〇〇圓
人造藍（乾燥）		
佛蘭西	一四、三〇〇	三、九六〇
瑞西	二、四二七	一八、七四四
計	二、七四二	四二、七四二

大阪港輸入染料表

アニリン染料

國別	數量	價格
		圓
英吉利	瓩	
佛蘭西	二、八〇〇	一、七九〇
獨逸	五、〇〇〇	二、〇〇〇
瑞西	七、〇〇〇	二、八〇〇
北米合衆國	一八、〇六九	二四、六〇〇
計	二四、〇〇〇	二〇、二七〇

アリザリン染料

國別	數量	價格
		圓
獨逸	八〇	一、六九
人造乾藍		
佛蘭西	三、八〇	三六、八〇
獨逸	四、八〇〇	四、四六〇
瑞西	二、三〇〇	三、三二〇
計	八、八〇〇	一四、七一〇

試驗所記事

染絲業にフォルマリンの應用

「フォルマリン」と云へば床屋さんが消毒に用ふる藥であり、田舎へ行くと蠶室の消毒に廣く用ひられ我國消費年額約百五十萬封度の大部分は此方面に使用せられてゐる。斯くいへば消毒劑としてのみ役立つかの樣であるが果してそんなものであらうか以下筆者は染絲上如何に有用であり又將來あるものであるかを概畧述ふるであらふ。

フォルマリンノ本名は

「フォルムアルデハイド」

其化學式はCH₂Oであり千八百六十九年にホフマン氏によりて發見製出せられ爾より十七年後ヨック氏は完全製法を完成したのである。本年から數へて三十九年程前に當る。其後暫くしてから其水溶液をフォルマリンと呼び消毒劑として急速に讃まつたものである。

製法はメチールアルコール即ち木精の蒸氣と空氣の混合物を熱した銅又は白金線の上に送りて酸化作用を受けしめると生ずる我國でも此方法で僅ばかし製造しているが大部分は米國から輸入してゐる。常温に於て刺戟性を有する无新体であるが高度に冷却せしめると液体となる性質がある。普通の狀態で水の百分中に三十五分乃至

溶解し無色澄明の液となる。

一般に四〇パーセント、フォルマリン液と云ふのは此ものの名を指すのであり其特性の臭氣があり中性又は微酸性の反應を呈する。其酸性はメチールアルコールが酸化し蟻酸に生ずる微量の蟻酸に依るのであるとは云はれている。エーテルに溶和しないで、アムモニア水と共に熱すると其効力を失ふてしまふ。此分が蒸發したりすると白色の沈澱を生ずることがある。これはフォルムアルデハイドの分子が相互に結合する現象でそのものを「パラフォルムアルデハイド」と云ふ熱すれば再びフォルムアルデハイドを發生する。

直接木綿染料の後處理に應用

して其洗濯に對する吸着度を著しく增進する働きを爲すことをガーゼに施工業會社が初めて同社製造のイン、ダフレーブ、ブラックRなる直接木綿染料の染色後處理に應用して發見し以來同樣の性質を有する（後述）綿染料は各社より發表して製造せられ今日にて酸性染料にも有効なものが見出されて來た光種直接木綿染料の主なものに就て擧ぐるに、

一、ピラミン、エローR　オキザミン、ブラウンGL　R

オキザミン、ブロウンL　R

コットシン、ブラック　各種（バシレ）

一、ベンゾ、オリーブ

ベンゾ、ブロウン　5R

ベンゾ、ブラック

ブルト、ブロウン　6R

クロラミン、ブロウンG（ハイエル）

一、ダイアミン、ファスト、ブラックXXN

ダイアミネラル、ブラック　R

ダイアミン、ブロウン　3R、S

オキシダイアミン、ブラック　SA

JS、JWL（カセラ）

一、バルカンを以て初まる染料（英國染料會社）

一、フォアマール　同（ガーゼー）

一、メゾラン　同（クリスハイム）

一、ナフトホーム　同（カレー）

一、ネオフォーム　同（バゼル化學工業會社）

其方法は常法の通り直接木綿染料で染色後次洗してフォルマリン〇、三～四％及鹽酸少量を

© Kyozomekai

勞働組合法

今年議會に提出せらるべき勞働組合法は左の如きも目下民間に於ける批評は餘り好評を以て迎へられざる趣きなれば果して五十一議會に提案せらるゝや疑束なしと

第一條　勞働組合ハ本法ニ於テ勞働條件ノ維持改善ヲ目的トスル勞働者十人以上ノ團体又ハソノ聯合ヲ云フ

勞働組合ハ前項ニ掲クルモノヽ外組合員ノ共濟修養其他共同利益ノ保護增進ヲ目的トナスコトヲ得

第二條　勞働組合ノ代表者又ハ設立者ハ組合設立ノ日ヨリ三週間内ニ組合規約ヲ添ヘテ主務所ヲ在地ノ地方長官ニ届出フルコトヲ要ス組合規約ニ變更アル時亦同樣ニ組合團体タル勞働組合ニアリテハ前項ノ外之ヲ組織スル團体ノ名稱ヲ届出フルコトヲ要ス其異動アル時亦同樣ニ勞働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一、名稱
二、目的
三、主タル事務所
四、法人タル組合ニ於テハ法人タルコト
五、組合員ノ資格ニ關スル規定
六、組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
七、會議ニ關スル規定
八、代表者其他役員ニ關スル規定
九、組合費其他會計ニ關スル規定
十、積立金ニ關スル規定
十一、法人タルコトヲ定ムルニ因リ之ヲ法人トナスコトヲ得
十二、法人トナリタル時ハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ヲ登記スルコトヲ要ス

第三條　第一條乃至第三條ニ掲ケタル年月日

第四條　勞働組合ハ其ノ規約中ニ法人タルコトヲ定ムルニ因リ之ヲ法人トナスコトヲ得

勞働組合ハ前項ノ規定ニヨリ法人トナリタル時ハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ヲ登記スルコトヲ要ス

第五條　勞働組合ノ規約ニ變更アリタル時ハ一週間内ニ其登記ヲナスコトヲ要ス登記前項ニアリテハ法人タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條　民法第四十八條第五十條第五十二條乃至第五十五條第五十七條及ビ第六十八條ノ規定ハ勞働組合ニ之ヲ準用ス

第七條　法人タル勞働組合ニ併テ爲レタル勞働組合ハ併後存續スル組合又ハ併ニヨリテ成立シタル勞働組合ニ併ニヨリテ解散シタル時ハ其ノ權利義務ヲ承繼ス

第八條　法人タル勞働組合ハ其ノ權利義務ヲ承繼ス

第九條　法人タル勞働組合解散シタル時ハ前二條ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スコトヲ要ス民法第七十二條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル勞働組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第十條　勞働組合ニハ所得稅、營業稅及ビ登錄稅ヲ賦課セス

第十一條　屋借者又ハ其ノ代理人ハ勞働者カ勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之レヲ解雇スルコトヲ得ス屋借者又ハ其ノ代理人ハ勞働者カ組合ニ加入セサルコト、又勞働組合カ屋借條件ニ關シ屋借者又ハ屋借者團體ト契約（勞働協約）ヲ爲シタル場合ニ於テハ協約ノ條項ニ違反スル屋借者及ビ組合員間ノ屋借契約ハソノ違反部分ニ限リ無効トシ、無効ノ條項ニ代フ業務居住及組合員ノ數ニ關シ報告ヲ求ムル地方長官ハ勞働組合ニ對シ其ノ業務居住及組合員ノ數ニ關シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第十二條　勞働組合ハ組合設立ノ日ヨリ一箇月内ニ組合員名簿ヲ作成シ主タル事務所ニ

第十三條　勞働組合ノ決議法令ニ違反スル時ハ地方長官之ヲ取消スコトヲ得

第十四條　勞働組合ノ規約法令ニ違反スル時ハ地方長官其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十五條　勞働組合ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十六條　前二條ノ處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十七條　勞働組合解散シタル時ハ其ノ代表者ハ一週間内ニ之ヲ地方長官ニ届出フルコトヲ要ス

第十八條　第二條第十八條若クハ第二十四條ノ届出ヲ爲サヽル者又ハ第十三條ノ報告ヲ爲サス第十四條若クハ第廿五條ノ規定ニ違反シ若クハ第十六條ノ命令ニ違反スル組合ノ代表者ハ五拾圓以下ノ科料ニ處ス

其届出又ハ報告ヲナスモ實ヲ以テナサヽル者亦同シ

第十九條　勞働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ五拾圓以下ノ科料ニ處ス

一、第五條民法第四十八條及ヒ第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二、民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ檢査ヲ妨ケタルトキ

三、民法第八十一條ノ規定ニ反シ破產宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四、民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ報告ヲ爲シタルトキ

第二十條　勞働組合ノ理事又ハ清算人ハ組合ノ規約ニ違反シタル者ニ對シ其ノ請求ニ依リ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一、蒸氣又ハ電氣其他ノ動力ヲ使用スル鐵道軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ利益ニ應スル運輸事業

二、公衆ノ用ニ供スル郵便電信又ハ電話ノ事業

三、公衆ノ需要ニ應スル水道電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四、第一號又ハ第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號又ハ第三號ノ事業ノ運行ヲ著シク阻害スルモノ

第二十一條　第十條第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十二條　非訴訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之レヲ準用ス

附則

第二十三條　本法ハ大正　年　月　日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條　本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月内ニ第二條ノ手續ニ準ジ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條　本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ二箇月内ニ組合員名簿ヲ作成シ主タル事務所ニ之ヲ備付タルコトヲ要ス

第二十六條　第二十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ科料ニ處ス

勞働組合ノ登記ニ付テハ非訴事件手續法第百十七條第百十九條乃至第百二十二條及第百二十五條ノ規定ヲ準用ス

勞働爭議調停法

第一條　左ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得、當事者ノ請求ナキ場合ト雖モ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一、蒸氣又ハ電氣其他ノ動力ヲ使用スル鐵道軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ利益ニ應スル運輸事業

二、公衆ノ需要ニ應スル供給ノ事業

三、第一號又ハ第二號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號又ハ第二號ノ事業ノ運行ヲ著シク阻害スルモノ

四、其他公衆ノ利益ニ直接關係アル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタル時ハ當事者双方ノ請求ニヨリ調停委員會ヲ開設セントスルトキハ行政官廳ハ當事者双方ノ通知スヘシ

第二條　調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ハ中六人ハ勞働爭議ノ當事者ヲ代表シ各團體委員會ハ其ノ委員ヲ以テ之ヲ選定セシム

第三條　利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條　勞働爭議ノ當事者ハ第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受タルトキハ三日以内ニ前條第一項ノ規定ニヨリ其選ニ入シタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

勞働組合ノ決議法令ニ違反スル時ハ地方長官之ヲ取消スコトヲ得

勞働組合ノ規約法令ニ違反スル時ハ地方長官其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

勞働組合ノ規約不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

勞働組合解散シタル時ハ其ノ代表者ハ一週間内ニ之ヲ地方長官ニ届出フルコトヲ要ス

第二條第十八條若クハ第二十四條ノ届出ヲ爲サヽル者又ハ第十三條ノ報告ヲ爲サス第十四條若クハ第廿五條ノ規定ニ違反シ若クハ第十六條ノ命令ニ違反スル組合ノ代表者ハ五拾圓以下ノ科料ニ處ス

其届出又ハ報告ヲナスモ實ヲ以テナサヽル者亦同シ

第二十條　勞働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ五拾圓以下ノ科料ニ處ス

一、第五條民法第四十八條及ヒ第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二、民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ檢査ヲ妨ケタルトキ

三、民法第八十一條ノ規定ニ反シ破產宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四、民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ報告ヲ爲シタルトキ

第二十一條　第十條第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十二條　非訴訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之レヲ準用ス

附則

第二十三條　本法ハ大正　年　月　日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條　本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月内ニ第二條ノ手續ニ準ジ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條　本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ二箇月内ニ組合員名簿ヲ作成シ主タル事務所ニ之ヲ備付タルコトヲ要ス

第二十六條　第二十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ科料ニ處ス

勞働組合ノ登記ニ付テハ非訴事件手續法第百十七條第百十九條乃至第百二十二條及第百二十五條ノ規定ヲ準用ス

勞働爭議調停法

第一條　左ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得、當事者ノ請求ナキ場合ト雖モ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一、蒸氣又ハ電氣其他ノ動力ヲ使用スル鐵道軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ利益ニ應スル運輸事業

二、公衆ノ需要ニ應スル供給ノ事業

三、第一號又ハ第二號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號又ハ第二號ノ事業ノ運行ヲ著シク阻害スルモノ

四、其他公衆ノ利益ニ直接關係アル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタル時ハ當事者双方ノ請求ニヨリ調停委員會ヲ開設セントスルトキハ行政官廳ハ當事者双方ノ通知スヘシ

第二條　調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ハ中六人ハ勞働爭議ノ當事者ヲ代表シ各團體委員會ハ其ノ委員ヲ以テ之ヲ選定セシム

第三條　利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條　勞働爭議ノ當事者ハ第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受タルトキハ三日以内ニ前條第一項ノ規定ニヨリ其選ニ入シタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

© Kyozomekai